

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

群馬県企業局は、桃野発電所の運転開始を機に、昭和33年（1958年）電気局として発足以来、「企業の経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」を経営の基本原則として様々な事業に取り組み、現在「電気」、「工業用水道」、「水道」、「団地造成」、「施設管理」の5事業を経営しています。

社会経済情勢の変化に対応した経営を行っていくため、これまで不断の経営健全化の取組を行ってきました。リーマンショックによる経営環境の悪化から、平成21年（2009年）6月に「企業局経営指針」を策定した後、中期経営計画策定など経営改革に取り組み、平成28年（2016年）3月には「群馬県企業局経営基本計画（平成28～令和元年度）」（以下、「第1次経営基本計画」という。）を策定し、経営基盤の強化に取り組んできました。

第1次経営基本計画の期間終了とともに、人口減少や電力システム改革など大きな社会の変化に対応するため、将来の企業局のあるべき姿を展望しつつ、それを実現するための指針となる第2次群馬県企業局経営基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

### 2 計画の位置付け

本計画は、群馬県の「新・群馬県総合計画（ビジョン・基本計画）」の企業局分野における最上位計画であるとともに、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）により策定を求められている地方公営企業の「経営戦略」として位置付けています。

### 3 計画体系及び計画期間

長期的な展望に立ちつつ、「新・群馬県総合計画（基本計画）」と同じ令和3年（2021年）から令和12年（2030年）までの10年間とします。ただし、経営環境の変化に的確に対応するため、5年後に計画の見直しを行います。

### 4 計画の推進

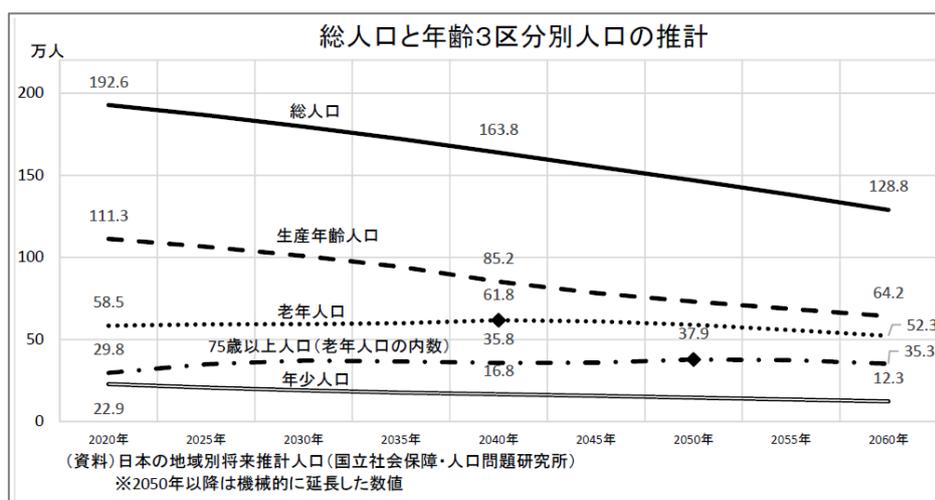
本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルの考えに基づき事業実績を毎年度評価し、外部有識者からなる「経営基本計画委員会」において意見聴取を行い、必要に応じて計画内容を見直します。

## 第2章 経営の基本方針

### 1 企業局を取り巻く環境の変化の見通し

#### (1) 人口減少社会の本格的な到来

群馬県は、国全体よりも早く平成16年（2004年）に人口がピークを迎えて以来減少を続け、令和2年（2020年）10月1日現在で約192.6万人となっています。このままのペースで人口減少が進むと、令和27年（2045年）の群馬県内の人口は約155万人となり、これは令和2年時点と比較して約20%の減少となります。（国立社会保障・人口問題研究所の推計及び群馬県移動人口調査）



#### (2) 施設の老朽化

企業局の前身である電気局の創立から60年以上が経過し、電気、工業用水道、水道の各事業は、いずれも施設の老朽化が進行しています。浄水場については高度経済成長期に計画・着手されたものの、現在の低成長時代においては、アセットマネジメントに基づく適正規模での施設改修を行う必要があります。

#### (3) 電力システム改革への対応

平成7年（1995年）の電気事業法の改正に始まった「電力システム改革」は、平成23年（2011年）の東日本大震災を契機として大幅に進展し、平成28年（2016年）には全面自由化が行われました。

この間、卸規制に基づく総括原価方式による売電の廃止によって、電気事業者の経営環境は大きく変化しています。

一方で、地域で発電された電力を地域内で消費することで、地域内の経済循環を向上させる、いわゆる電力の地産地消の取組が全国的に広まりを見せており、地域活性化に向けた手段のひとつとして、活用していく必要があります。

#### (4) 地震・記録的豪雨等の自然災害リスクの増大

近年、地球温暖化による気候変動が原因と思われる異常気象が頻発し、全国的に風水害が増加し、しかも激甚化してきています。

そうした中で、県民生活に欠かせない水道用水や電気、工業用水を非常時においても止めることなく供給を継続するために、また、仮に被災した場合にも早期の復旧を行える強靱性を備える必要があります。

(5) 2050年脱炭素社会の実現

平成28年(2016年)、地球温暖化対策の新しい枠組みである「パリ協定」の発効により、我が国は、令和12年(2030年)までに平成25年(2013年)比で26%の温室効果ガス削減目標が定められています。さらに、令和2年10月、国は令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)」を宣言しました。

群馬県では、国に先んじて、令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目標の1つとする「ぐんま5つのゼロ宣言」を行っています。

我が国においては、電力部門が温室効果ガス排出量のおよそ4割を占めると言われている中で、再生可能エネルギーの環境価値は、今後ますます高まることから、水力発電を主力とする本県企業局の役割も大きいものとなっています。

また、脱炭素社会実現の鍵となる新エネルギーの中でも、水素は、日本が世界に先駆けリードしている分野です。エネルギーを利用するときにCO<sub>2</sub>を排出しないことや、化石燃料のように限りある資源でないことなど今後の活用が注目されています。

(6) Society 5.0 社会に向けたDX(デジタルトランスフォーメーション)

内閣府では、「Society 5.0」を「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」と定義づけており、“IoT(Internet of Things)ですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服する”と提言しています。

そして、「Society 5.0」の実現に向け、基盤となるのが、DX(デジタルトランスフォーメーション)です。



(出典：内閣府)

## 2 経営の基本方針

### (1) 「新・群馬県総合計画（ビジョン）」のポイント

群馬県の「新・群馬県総合計画（ビジョン）」では、今後20年で、「魅力」と「幸福」に溢れた群馬を創り上げるとしています。企業局は、本計画に基づいて、諸施策を着実に推進することにより、県政の一翼を担っていきます。

**ア 変化の見通し：**①「ニューノーマル」への転換

②「弱み」が「強み」へと変化する好機

**イ 目指す姿：**①「群馬の土壌と融合したデジタル化」と「100年続く自立した群馬」を達成

②全ての県民が、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる社会の実現

**ウ 実現へのロードマップ：**地域経済循環や官民共創コミュニティなどの長期持続策を展開しつつ、群馬に根差した「始動人」を育成

### (2) 20年後に目指す企業局の将来像

「新・群馬県総合計画（ビジョン）」を踏まえ、将来を見据え、中長期的な視点に立った事業運営を行っていくため、20年後に目指す企業局の将来像を次のとおりとし、各事業においても20年後の将来像を定めます。

県民生活や企業活動に欠かせないサービスを安定的かつ持続的に提供するとともに、社会環境の変化に的確に対応した積極的な事業運営を行い、地域発展の礎となる社会基盤づくりと本県が目指す「県民の幸福度の向上」に貢献している。

### (3) 経営の基本方針

地方公営企業は、地方公営企業法第3条により「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とされています。

この「経営の基本原則」を踏まえるとともに、「20年後に目指す企業局の将来像」の実現に向けて、次のとおり、本計画における「経営の基本方針」を定めます。

20年後に目指す企業局の将来像の実現に向け、本計画において、次の3つの経営の基本方針を定め、進取の精神のもと、新たな取組にも果敢に挑戦し、成長を目指すとともに、地域経済循環や環境への貢献を果たしていく。

(1) 収益力の向上

(2) 効率的な運営

(3) 変化の時代における柔軟な対応

### (4) SDGsの目標との関係

企業局は、各事業の取組を通じて次に示す10のSDGsの目標の実現へ貢献します。



## 第3章 事業別経営計画

### I 電気事業



#### 1 事業の概要

本県の電気事業は、公営電気事業者（24 都道府県1市）の中で最大の電力量を供給し、水力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用促進により、「脱炭素社会の実現とエネルギーの自給率向上」に貢献しています。

- 本県の電気事業は、昭和 33 年に桃野発電所（みなかみ町）を運転開始して以来、本県の豊富な水資源を活用した水力発電所の建設を続け、再生可能エネルギーの導入を進めてきました。また、ごみの焼却熱を利用する汽力発電や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)を適用した事業用の太陽光発電にも取り組んでいます。

#### 〔施設の概要〕

（令和2年3月末現在）

区分	発電所数(うちFIT適用)	最大出力(kW)	R元年度実績供給電力量(千kWh)
水力発電所	32 (6)	223,142	833,250
汽力発電所	1 (0)	25,000	35,181
太陽光発電所	2 (2)	2,768	3,714
計	35 (8)	250,910	872,145

- 発電所数(35 か所)及び年間供給電力量(約8億7千万kWh)は、全国の公営電気事業者(24 都道府県1市)の中で第1位です。年間供給電力量は群馬県内における消費電力量の約5%を占め、標準家庭(300kWh/月)約24万世帯分の年間消費電力量に相当します。



〔H30 ハッ場発電所を見学するバスツアー〕 〔ドローンによるハッ場発電所の進捗確認〕

## 2 経営の概況

### （1）供給実績

- 令和元年度の供給電力量は、過去5年で最も多く872,145千kWhとなり、料金収入も7,721百万円となっています。

〔供給電力量と料金収入の推移〕

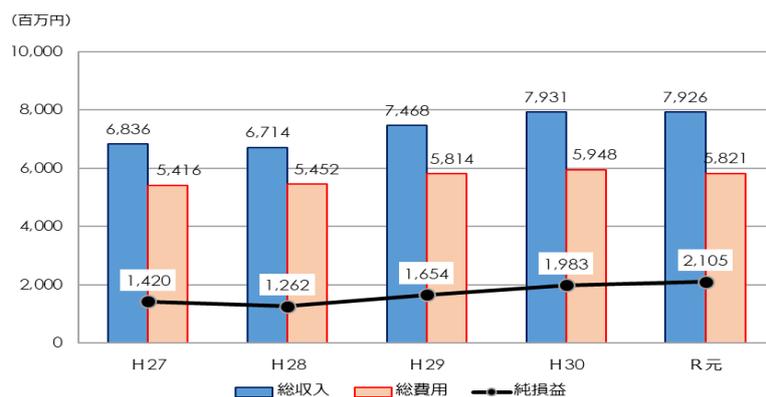
区分		H27	H28	H29	H30	R元
供給電力量 (千kWh)	水力	708,054	696,877	764,362	745,859	833,250
	火力	34,390	31,594	32,758	33,051	35,181
	風力	190	234	235	71	-
	太陽光	4,208	4,204	4,135	4,053	3,714
	計	746,842	732,909	801,490	783,034	872,145
料金収入(百万円)		6,658	6,519	7,276	7,679	7,721

### （2）損益収支の状況

- 総収入については、料金単価の上昇により、令和元年度は7,926百万円となっています。一方、総費用は5,821百万円で増加傾向にあります。

純利益は過去5年では最も高い2,105百万円となっています。

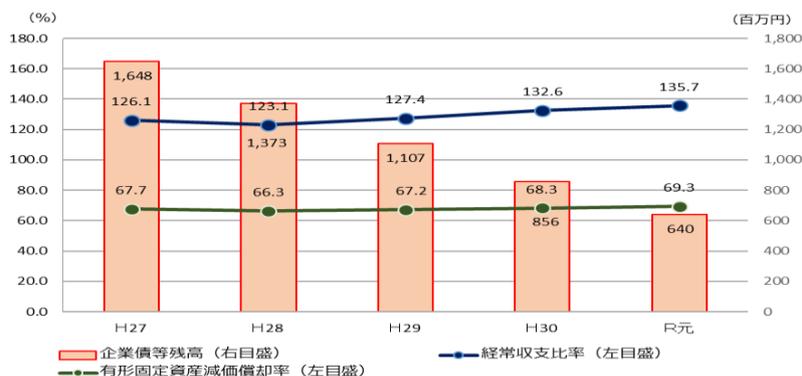
〔収支の状況〕



### （3）主な経営指標の推移

- 経常収支比率は100%を超える水準で推移しており、業務活動で継続的に利益を生み出しています。
- 有形固定資産減価償却率は、69.3%（公営平均61.2%）であり、老朽化が進み施設の更新等の必要性が高いことを示しています。

〔主な経営指標の推移〕



### 3 電気事業の将来像と経営方針

#### （1）20年後の将来像

「電力の安定供給や再生可能エネルギーの利用拡大と地産地消」により、脱炭素社会の実現と地域のエネルギー自給率の向上に貢献します。

- 気候変動の影響とみられる自然災害によって、毎年全国で大きな被害が発生しています。これは、本県も例外ではなく、温暖化の脅威は現実の問題となっています。SDGsのゴール7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」を実現し、温室効果ガス排出削減に関するパリ協定の目標を達成する上で、再生可能エネルギーの利用拡大は進めなければならない重要な取組です。

また、水力発電や太陽光発電は、地域で活用することができる電力として、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消に資することが期待されています。

そのため、企業局では、電力の安定供給や再生可能エネルギーの利用拡大と地産地消により、エネルギー自給率の向上と脱炭素社会の実現に貢献します。

#### （2）目指す将来像とのギャップ

##### ア 施設の老朽化が進んでいる。

- 運転開始から50年以上を経過している発電所が12か所（全体の約1／3）あり、安定的に電力を供給するためには、計画的な更新を行っていく必要があります。

##### イ 新規水力発電所の候補地が奥地化・小規模化している。

- 新規水力発電所の開発候補地点の調査を継続していますが、候補地点の奥地化による建設費の上昇や小規模化による事業採算性の低下が懸念されることから、経済性の確保が課題となります。

##### ウ 環境価値の高いCO<sub>2</sub>フリー電力の地産地消が進んでいない。

- 社会におけるSDGsへの意識の高まりに伴って、環境価値の高い再生可能エネルギー電源に対するニーズも増加しています。県民の財産である県営水力発電所で発電したCO<sub>2</sub>フリー電力を県内事業者に供給することで、地域経済の循環を促進する必要があります。

（3）経営方針（施策の方向性）

**経営方針1 電力の安定供給**

県民生活や企業活動に欠かせない電気を継続して安定的に供給していくため、施設の保守管理の徹底や計画的な修繕及び更新、災害に備えた体制整備等を推進します。

**経営方針2 再生可能エネルギーの利用拡大と地産地消**

水力発電を中心とした再生可能エネルギーの利用拡大を進めるとともに、新たな再生可能エネルギーの利用可能性の調査に取り組みます。

**経営方針3 収益力の向上と効率的な運営**

将来にわたる事業の安定的な経営に向けて、電力システム改革のメリットを最大限に活かし、売電収入の増加や効率的な事業運営を目指します。

（4）SDGsの目標

SDGs17の目標（引用：国連開発計画 UNDP）		経営方針
	すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	1 電力の安定供給 2 再生可能エネルギーの利用拡大と地産地消
	持続可能な消費と生産のパターンを確保する	1 電力の安定供給 3 収益力の向上と効率的な運営
	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	1 電力の安定供給 2 再生可能エネルギーの利用拡大と地産地消
	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	2 再生可能エネルギーの利用拡大と地産地消

## 4 経営方針と主な取組

### 経営方針1 電力の安定供給

#### 〔取組1〕水力発電所のリニューアル（四万発電所、白沢発電所等）

- 企業局における初めての水力発電所リニューアルとして、固定価格買取制度(FIT)を活用して、令和2年度から四万発電所及び白沢発電所のリニューアル事業を開始しています。リニューアル実施に併せて、発電効率の向上を図り、供給電力量の増加を目指します。
- 関根・矢倉の各発電所については、固定価格買取制度(FIT)の動向を勘案しながら、リニューアルに向けて検討していきます。



〔四万発電所全景〕



〔四万発電所の水車〕

#### ■今後10年間の主な取組（計画期間内に再稼働予定のもの）

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
四万発電所										
白沢発電所										
関根発電所										
矢倉発電所										

〔取組2〕 オイル減量化の改修

- 災害発生時や事故等により河川への油の流出を起こさないよう、水力発電所での機器制御に用いるオイルの減量化改造を集中的に実施し、災害に強い発電所を目指します。
- 災害時の迅速な対応に向けて対応マニュアルを常に見直し、訓練を継続的に実施します。
- 発電所建屋及び発電事務所については、全て耐震化改修を実施済みです。

■今後10年間のオイル減量化改修の取組

項目／年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
利根	相俣発電所										
	桃野発電所										
吾妻	中之条発電所										
	湯川発電所										
坂東	下久保発電所										
渡良瀬	小平発電所										
	東発電所										
	沢入発電所										

〔取組3〕 計画的な修繕及び改良の実施

- 大規模な修繕や改良などは、オーバーホールに合わせて実施し、発電停止期間を最小限にして供給電力量の減少を最小限に抑えるとともに、コストの低減を図ります。

■水車発電機等オーバーホール実施計画表

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
利根発電事務所		利南、新利南					相俣、相俣第二、桃野	奈良俣		
吾妻発電事務所	湯川	中之条、日向見		中之条ダム	広池			熊倉		ハッ場
坂東発電事務所		鬼石	小出、柳原	下久保、下久保第二			田口			
渡良瀬発電事務所	高津戸				田沢	小平、東、東第二		沢入		
計（箇所数）	2	5	2	3	2	3	4	3		1

- 老朽化した水車のランナー（羽根車）等は、高効率のものに更新することで、既存発電所の発電効率向上を図り、供給電力量の増加を目指します。

■今後10年間の主な取組

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
既存発電所の高効率化	湯川	中之条				小平、東	桃野	奈良俣		

〔取組4〕ICT等を活用したDXの推進

- 管理総合事務所の集中監視制御システムを更新し、運転監視業務の効率化・高度化を目指します。
- タブレット端末を用いた発電所設備の巡視及び点検を導入することで、早期の問題把握や作業の質の向上と効率化を目指します。
- 漏水、漏油、流量低下等を検出するセンサー等を設置し、測定データを遠隔監視することで巡視の効率化を目指します。
- センサー等により測定したデータを蓄積・活用して、機器故障を未然に防止したり、被害を最小限に抑えるための事故予兆診断システムの構築を目指します。



〔情報端末による巡視点検〕



〔ドローンによる点検〕

■今後10年間の主な取組

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
管理総合事務所の集中監視制御装置更新										
タブレット端末の導入		導入					活用			
測定データの遠隔監視化										
事故予兆診断システムの構築										

〔取組5〕保守管理の徹底

- 保安規程に基づく施設の巡視・点検・停止作業等を適切かつ効率的に実施します。また、定期的に統括電気主任技術者による現場巡視を実施します。
- 職員の技術力向上に向けた保安研修等を定期的に実施します。



〔巡視〕



〔保安研修〕

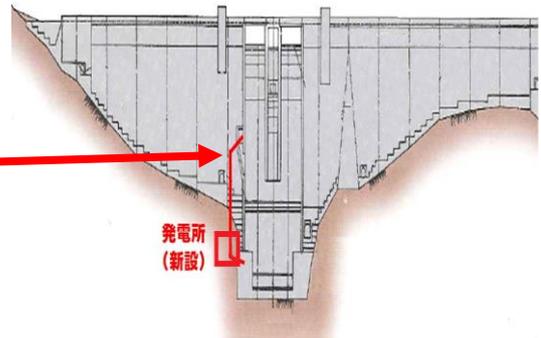
経営方針2 再生可能エネルギーの利用拡大と地産地消

〔取組1〕2050年脱炭素社会の実現に貢献する新規水力発電所の建設（5か所）

- 県営霧積ダム（安中市）の放流水を利用した新規水力発電所である霧積発電所について、令和6年度の運転開始に向けて、令和2年度に事業着手しました。
- 新規水力発電所（4か所）の完成に向けて、開発可能性調査で実施可能と判断した地点について、建設を開始します。



〔県営霧積ダムの放流バルブ〕



〔霧積発電所計画図〕

■今後10年間の主な取組

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
霧積発電所の建設				* R6運転開始予定						
新規水力発電所の建設			* 継続的に実施							

〔取組2〕新規水力発電の開発可能性調査の実施

- 新規水力発電所の開発候補地の選定に向けて、令和2年度から新たな地点について、踏査による開発可能性調査を開始しました。
- 事業化の可能性が高い地点から詳細な検討を行い、事業化を目指します。

〔取組3〕水素発電の導入

- 脱炭素社会の実現や再生可能エネルギー電源の安定化のため、次世代のエネルギーとして期待される水素エネルギーの利活用について調査研究を実施します。

■今後10年間の主な取組

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
水素発電の導入	●水素発電の事業可能性検討	●設計・建設				●実証試験				●課題整理・次目標設定

〔取組4〕CO<sub>2</sub>フリー電力の地産地消プログラム「電源群馬水カプラン」の活用推進

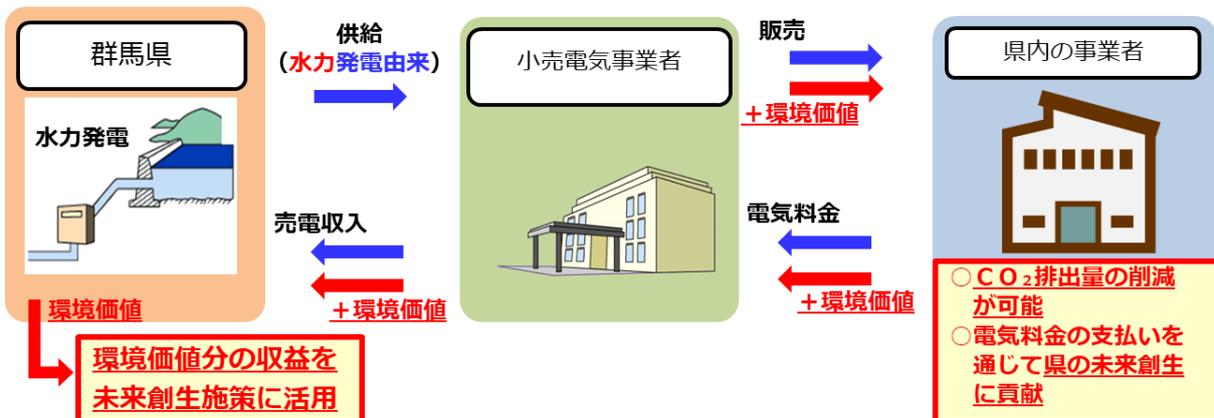
- 県営水力発電所の「温室効果ガス排出量ゼロ」の電気を届ける、地産地消の電力メニュー「電源群馬水カプラン」を創設しました。
- CO<sub>2</sub>排出量ゼロの環境価値（プレミアム価格）を含んだ電気料金メニューとして群馬県内の事業者へ提供し、群馬県は、そのプレミアム価格分の収益を群馬の未来創生に向けた事業に活用します。

■今後10年間の主な取組

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
CO <sub>2</sub> フリー電力の地産地消プログラム「電源群馬水カプラン」の活用推進	●供給・環境価値需要の把握									
		●供給継続・需要に応じ見直し								
	●団地造成事業と連携した企業誘致への活用									

〔電源群馬水カプランの概要〕

- ・群馬県内の事業者を対象とした地産地消の電気料金メニューです。
- ・発電の際にCO<sub>2</sub>を排出しない水力発電を活用するため、電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量ゼロを実現します。
- ・事業者は電気料金の支払いを通じて群馬県の未来創生に向けた取組に寄与します。



**経営方針3 収益力の向上と効率的な運営**

**〔取組1〕 売買契約における一般競争入札への移行**

○ 現在は、東京電力と長期の電力受給基本契約に基づき電力を販売していますが、今後は電力システム改革に伴う電力の小売全面自由化や卸規制の撤廃により、原則として一般競争入札による売電となります。

一般競争入札による売電に移行した場合、全国の需給状況や電力市場などの外部環境により売電価格が大きく変動することになります。

更に、全量従量制の料金設定となった場合は、降水量等の影響により売電収入が変動することに加え、トラブル等による発電停止はもちろん、計画的な点検作業等であっても発電停止期間が発生すれば売電収入が減少するなど、経営リスクが高まることとなります。

このような点を踏まえ、点検手法や点検期間の精査など維持管理の効率化を図るとともに、公営電気事業者として最適な売電方法について十分に検討・準備し、安定した収益の確保に努めます。

**〔取組2〕 維持管理の効率化**

○ 発電所のオーバーホールは、これまで10年周期で実施してきましたが、各発電所により発電機等の損耗は異なることから、専門の民間事業者に診断を委託し、診断結果に応じてオーバーホールを実施することで維持管理の効率化と費用の低減に努めます。

**■今後10年間の主な取組**

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
維持管理の効率化	●原価算定・状態診断									
	●PDCAサイクルにより、随時見直し									

**〔取組3〕 発電所及び発電用ダム等を地域活性化の資源として活用**

○ 発電所や発電用ダムの周辺整備や案内看板の設置に加え、見学会の実施やダムカードの配布を通じて来訪者や地域住民に対するPR活動を行うことで発電事業への理解を深めるとともに、ロケ地としての活用などにより地域の活性化に寄与します。

○ ハッ場発電所において、見学者対応のための説明用PR動画を作成するとともに解説員を配置し、発電事業の概要について分かりやすく解説します。また、プロジェクトマップにより発電機で電気を発生させる仕組みを投影し、水力発電所への理解促進を図ります。

○ 県や地元主催のイベント等への出展や協力を通じて、電気事業への県民理解の促進を図りながら、地域振興支援を行います。

**〔取組4〕 市町村・海外等への技術支援**

○ 小型水力発電など再生可能エネルギーの導入を検討する県内市町村や公益的団体に対して、技術面や関係法令手続きに関する助言、調査の実施などの支援を実施します。

○ 県の国際戦略推進施策やJICA等との連携で、企業局が有する発電に関する技術やノウハウを活かして、海外からの技術研修生の受入れなどを実施します。

## 5 計画期間における数値目標

## 〔目標1〕

項目	現状（R元年度末）	目標（R12年度末）
運転可能率	98.3%	99.0%

## ○ 考え方

県民生活に欠かせない電力の安定供給を確保するため、点検や工事などの停止時間を除く設備故障による運転できない時間を減らし、いつでも運転ができるように保守・管理を徹底します。

運転可能率とは、1年間のうち、発電所が運転できる状態にある割合を示します。

（算式）

$$\text{運転可能率} = \frac{\text{各発電所の（最大出力} \times \text{運転可能時間）の合計}}{\text{各発電所の（最大出力} \times \text{1年間の総時間）の合計}}$$

※運転可能時間＝1年間の総時間から設備故障により運転できない時間を除いた時間

※1年間の総時間＝24h×365日（366日）＝8,760h（8,784h）

## 〔目標2〕

項目	現状（R元年度末）	目標（R12年度末）
水力発電所リニューアル	—	4か所

## ○ 考え方

老朽化した設備の抜本的な更新・改修を行い、水力発電所の安定稼働の継続に取り組むとともに、最新技術を取り入れ、最大出力や発電電力量の増加を目指します。

- ① 四万発電所 令和6年度運転再開
- ② 関根発電所 令和7年度運転再開
- ③ 白沢発電所 令和8年度運転再開
- ④ 矢倉発電所 令和11年度運転再開

## 〔目標3〕

項目	現状（R元年度末）	目標（R12年度末）
新規発電所の建設	—	5か所

## ○ 考え方

再生可能エネルギー利用拡大の観点から、新規水力発電所の建設を推進します。

霧積発電所（年間供給電力量184万kWh） 令和6年運転開始予定

有望地点① 令和8年運転開始予定

有望地点② 令和10年運転開始予定

有望地点③ 令和11年運転開始予定

有望地点④ 令和12年運転開始予定

## 6 投資・財政計画

### （1）設備投資計画

新規発電所の建設に加え、既存発電所のリニューアル工事に多額の建設改良費を見込んでいます。加えて、老朽化に伴う設備整備費やオーバーホールなどの修繕費が必要となります。

（単位：百万円）

建設改良費（資本的支出）	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
建設改良費	1,278	4,397	4,917	7,211	4,601	3,666	1,558	3,551	4,696	3,296
設備整備費	2,579	5,774	2,659	1,711	421	581	1,792	213	1,129	479
修繕費（収益的支出＋積立金）	2,185	2,158	1,836	2,256	1,662	1,980	1,708	1,521	1,479	1,619
合計	6,041	12,330	9,412	11,178	6,684	6,227	5,058	5,285	7,304	5,394

### 〔主な設備投資の内容〕

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
<b>建設改良費</b>										
（1）新規										
霧積発電所建設工事	→ (霧積発電所)									
水力発電所の建設	→ (新規4カ所)									
（2）リニューアル工事										
利根発電事務所	→ (白沢発電所)									
吾妻発電事務所	→ (四万発電所) → (広池発電所) → (矢倉発電所)									
坂東発電事務所	→ (関根発電所)									
渡良瀬発電事務所	→ (沢入発電所)									
<b>設備整備費</b>										
（1）オイル減量化工事										
利根発電事務所	→ (相俣発電所) → (桃野発電所)									
吾妻発電事務所	→ (中之条発電所) → (湯川発電所)									
坂東発電事務所	→ (下久保発電所)									
渡良瀬発電事務所	→ (小平発電所) → (東発電所) → (沢入発電所)									
（2）水車ランナー等取替工事										
利根発電事務所	→ (桃野発電所) → (奈良俣発電所)									
吾妻発電事務所	→ (中之条発電所) → (湯川発電所)									
渡良瀬発電事務所	→ (小平発電所) → (東発電所)									
<b>修繕費（オーバーホール）</b>										
利根発電事務所		④⑦					①②③	⑥		
吾妻発電事務所	⑩	⑭⑰		⑯	⑪			⑧		⑱
坂東発電事務所		⑳	㉔㉕	⑲⑳			㉒			
渡良瀬発電事務所	㉓				㉖	㉘㉙	㉚	㉗		
凡例：①相俣 ②相俣第二 ③桃野 ④利南 ⑤白沢 ⑥奈良俣 ⑦新利南 ⑧熊倉 ⑨矢倉 ⑩湯川 ⑪広池 ⑫狩宿 ⑬狩宿第二 ⑭日向見 ⑮四万 ⑯中之条 ㉔㉕ ㉖中之条 ⑱八ッ場 ⑲下久保 ⑳下久保第二 ㉒鬼石 ㉒田口 ㉓関根 ㉔小出 ㉕柳原 ㉖天狗岩 ㉗沢入 ㉘東 ㉙東第二 ㉚小平 ㉓高津戸 ㉔桐生川 ㉕田沢 ㉖霧積										

(2) 財政計画

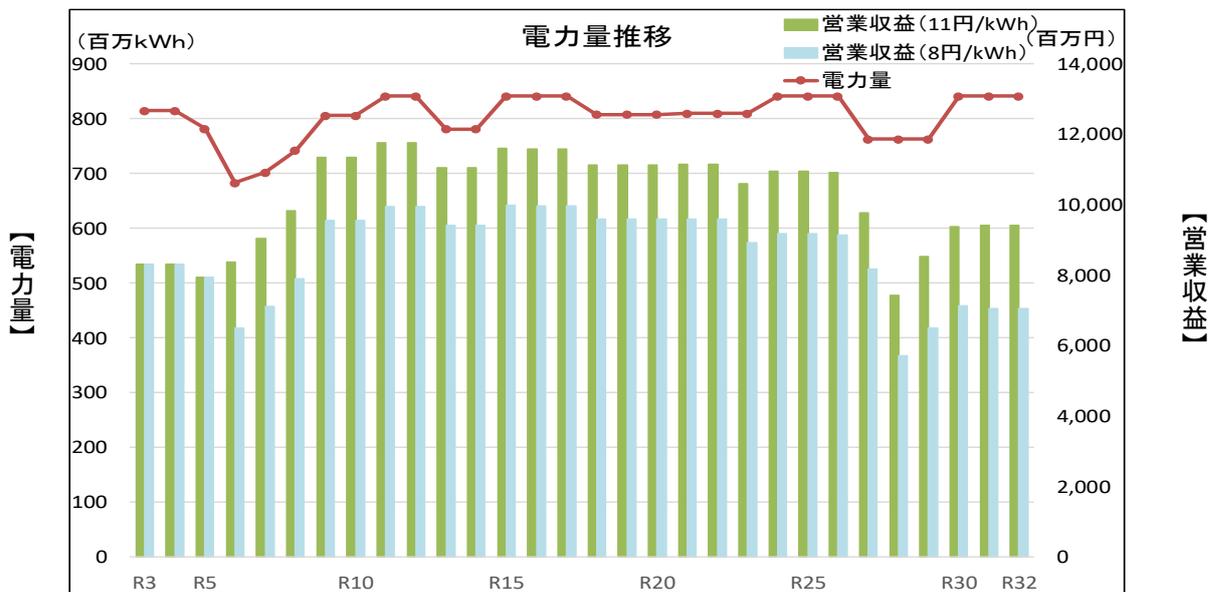
ア 事業量

リニューアル工事のための既存発電所の長期の運転停止が見込まれ、年により大きく増減する見込みです。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
電力量(百万kWh)	815	815	782	683	702	742	806	806	841	841

〔30年間の電力量と営業収益の見通し〕

30年間の営業収益の見通しでは、一般競争入札への移行に伴い、令和6年度以降の売電単価を過去の公営電気事業者の落札単価から11円/kWhと推計していますが、一方で、卸売市場等相場の変動を受けることから、8円/kWhでの見通しも試算しています。



イ 収益的収支

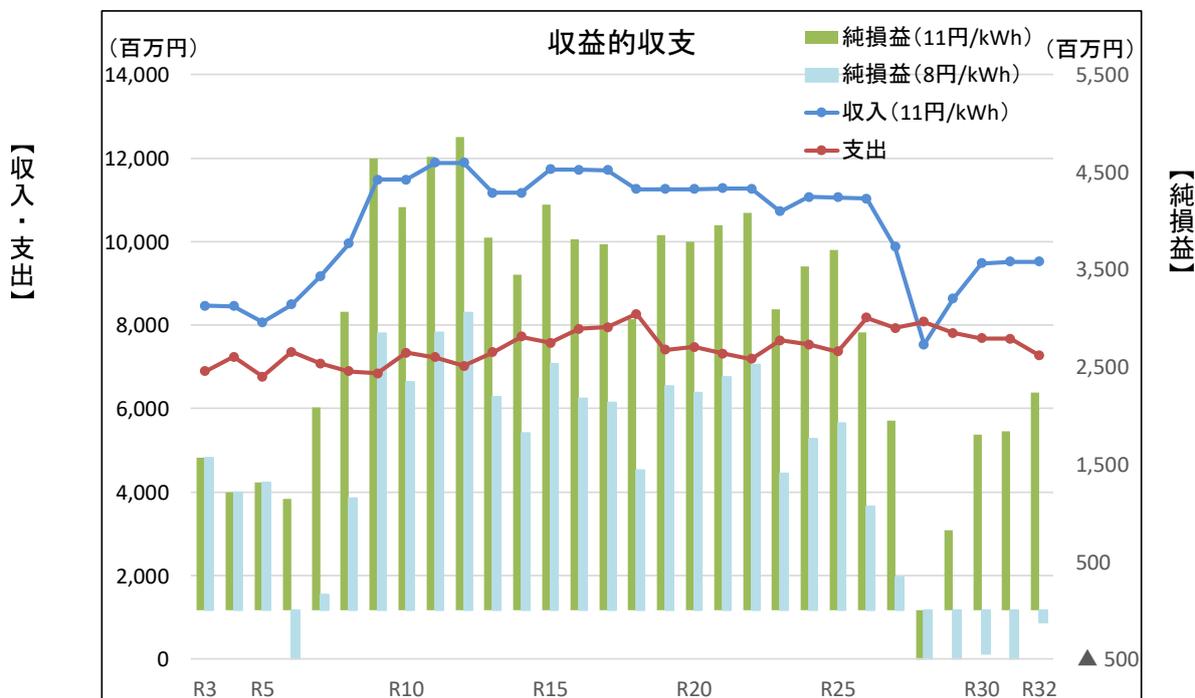
収入については、八ッ場発電所やリニューアル後の発電所のF I T適用により、今後大幅な増加が見込まれます。純損益は、大幅に増加する見込みです。

(単位：百万円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入	8,461	8,452	8,071	8,496	9,163	9,953	11,483	11,483	11,888	11,887
営業収益	8,316	8,315	7,934	8,362	9,033	9,823	11,354	11,354	11,760	11,760
長期前受金戻入	57	49	48	46	41	41	41	40	39	39
その他収入	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	6,891	7,240	6,762	7,353	7,083	6,888	6,841	7,339	7,227	7,023
維持管理費	3,186	3,279	3,332	3,110	3,106	3,190	3,181	3,325	3,307	3,290
減価償却費(既存)	1,493	1,283	1,156	1,123	1,082	1,051	1,027	968	868	838
減価償却費(新規)	351	454	682	778	1,010	1,027	1,362	1,399	1,408	1,663
除却費(除却損)	38	71	38	151	38	38	314	338	38	38
除却費(除却工事費)	429	814	510	769	965	413	36	558	894	354
修繕費	1,342	1,290	997	1,379	838	1,127	879	709	671	799
支払利息	11	8	6	4	3	2	1	1	0	0
その他支出	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純損益	1,570	1,211	1,309	1,143	2,080	3,065	4,643	4,143	4,661	4,864

【30年間の収益的収支見通し】

30年間の収益的収支の見通しでは、「ア 事業量」の30年間の営業収益の試算に基づいて2つの純損益を試算しています。



ウ 資本的収支

多額の設備投資により、資本的収支の不足額は多額になりますが、減価償却費をはじめとする損益勘定留保資金やF I T適用による利益剰余金により補填する予定です。

(単位：百万円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入	210	286	365	364	370	362	160	199	255	320
企業債借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計貸付償還金	206	282	360	360	366	358	156	195	251	315
その他収入	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
支出	4,788	11,194	8,764	10,189	6,702	6,361	4,357	4,923	6,194	5,509
建設改良費	4,041	10,356	7,761	9,107	5,207	4,432	3,535	3,949	6,010	3,881
企業債償還金	120	79	75	47	44	36	16	16	9	9
他会計貸付金	603	734	903	1,010	1,426	1,869	781	933	150	1,593
その他支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	▲ 4,578	▲ 10,908	▲ 8,399	▲ 9,825	▲ 6,332	▲ 5,999	▲ 4,197	▲ 4,724	▲ 5,939	▲ 5,189
補填財源	4,578	10,908	8,399	9,825	6,332	5,999	4,197	4,724	5,939	5,189
企業債残高	333	254	179	132	88	53	37	21	12	3

## Ⅱ 工業用水道事業



### 1 事業の概要

本県の工業用水道事業は、渋川工業用水道及び東毛工業用水道の2工業用水道を運営しており、県内6市6町を給水区域とし、1日当たり約13万m<sup>3</sup>の工業用水を96社106事業所へ給水しています。これは県内事業所が使用する水の約3割に相当します。

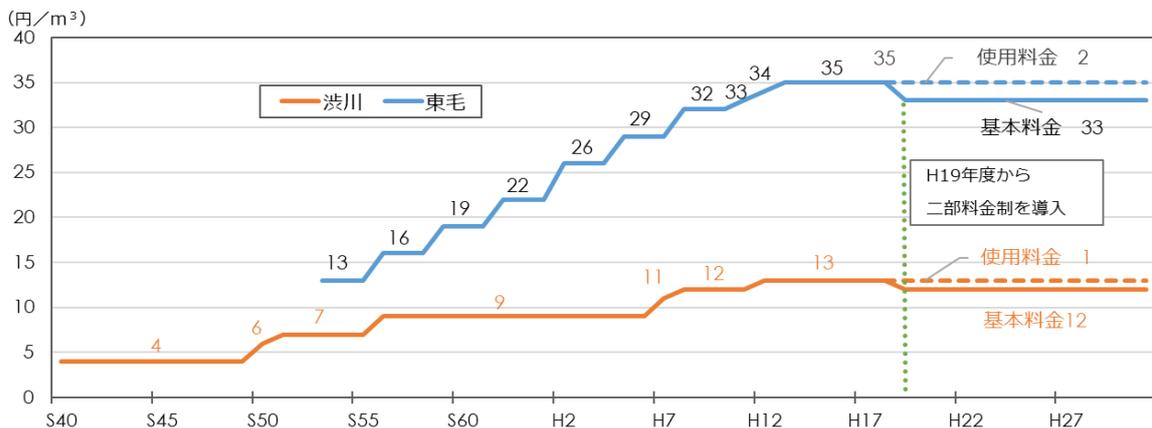
- 企業立地の増加に伴う工業用水への需要増に応え、県内工業の振興発展に寄与するため、昭和40年に渋川工業用水道の給水を開始し、昭和53年には地盤沈下対策も目的に含めた東毛工業用水道の給水を開始しました。
- 渋川工業用水道では、附帯事業として渋川市上水道への原水供給も行っています。
- 料金体系は、渋川・東毛の両工業用水道とも、基本料金と使用料金からなる二部料金制を導入しています。

#### 〔施設の概要〕

（令和2年3月末現在）

区 分	渋川工業用水道	東毛工業用水道
所在地	渋川市白井	太田市高林南町
給水能力	120,000m <sup>3</sup> /日	128,500m <sup>3</sup> /日
水 源	利根川表流水	草木ダム（通年）、奈良俣ダム（冬期）、八ッ場ダム（冬期）、利根川表流水（夏期）
給水開始年月	昭和40年8月（一部） 昭和44年4月（全部）	昭和53年10月（一部）
給水区域	3市1町 前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町	3市5町 伊勢崎市、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
管路延長	32km	153km
料 金	基本料金 12円/m <sup>3</sup> 使用料金 1円/m <sup>3</sup>	基本料金 33円/m <sup>3</sup> 使用料金 2円/m <sup>3</sup>
給水事業所数	8社8事業所	87社97事業所

#### 〔工業用水道料金の推移〕



## 2 経営の概況

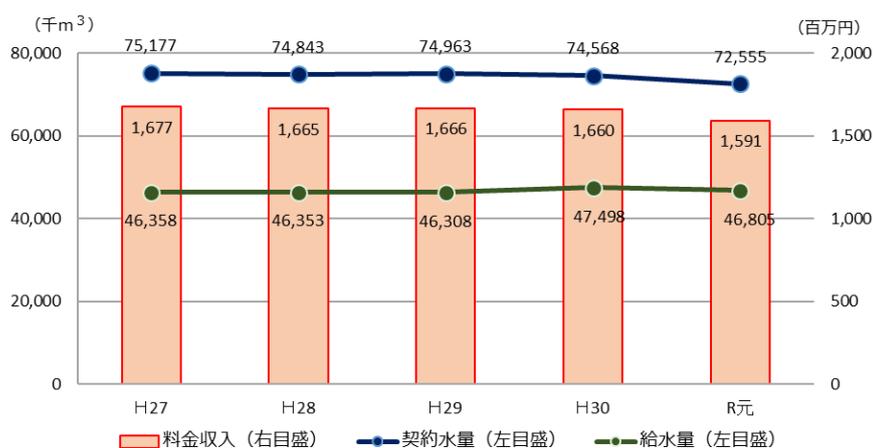
### （1）給水量実績

- 令和元年度の契約水量は、渋川工業用水道で対前年度比 114 千 $m^3$ 増の 41,585 千 $m^3$ 、東毛工業用水道で 2,127 千 $m^3$ 減の 30,970 千 $m^3$ となり、合計で 2,013 千 $m^3$ 減の 72,555 千 $m^3$ となりました。
- 令和元年度の給水量は、渋川工業用水道で対前年度比 198 千 $m^3$ 減の 32,093 千 $m^3$ 、東毛工業用水道で 495 千 $m^3$ 減の 14,712 千 $m^3$ となり、合計で 693 千 $m^3$ 減の 46,805 千 $m^3$ となりました。

### 〔給水量の推移〕

区分		H27（閏年）	H28	R29	H30	R元（閏年）
渋川	施設能力(千 $m^3$ )	43,920	43,800	43,800	43,800	43,920
	契約水量(千 $m^3$ )	41,548	41,435	41,459	41,471	41,585
	給水量(千 $m^3$ )	30,578	30,756	31,237	32,291	32,093
	契約率(%)	94.6	94.6	94.7	94.7	94.7
	施設利用率(%)	69.6	70.2	71.3	73.7	73.1
東毛	施設能力(千 $m^3$ )	47,031	46,903	46,903	46,903	47,031
	契約水量(千 $m^3$ )	33,629	33,408	33,504	33,097	30,970
	給水量(千 $m^3$ )	15,780	15,597	15,071	15,207	14,712
	契約率(%)	71.5	71.2	71.4	70.6	65.9
	施設利用率(%)	33.6	33.3	32.1	32.4	31.3
計	施設能力(千 $m^3$ )	90,951	90,703	90,703	90,703	90,951
	契約水量(千 $m^3$ )	75,177	74,843	74,963	74,568	72,555
	給水量(千 $m^3$ )	46,358	46,353	46,308	47,498	46,805
	契約率(%)	82.7	82.5	82.6	82.2	79.8
	施設利用率(%)	51.0	51.1	51.1	52.4	51.5

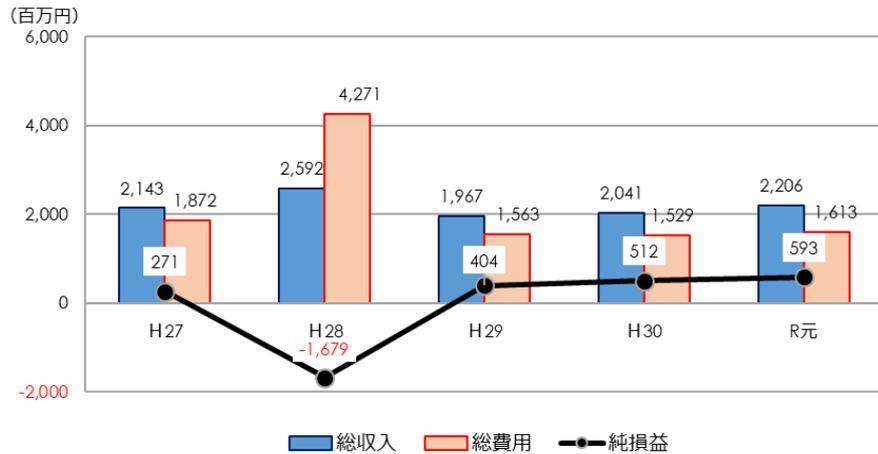
### 〔給水量と料金収入の推移〕



（2）損益収支の状況

- 総収入、総費用ともに前年度より増加し、令和元年度の純損益は対前年度比81百万円増の593百万円となりました。

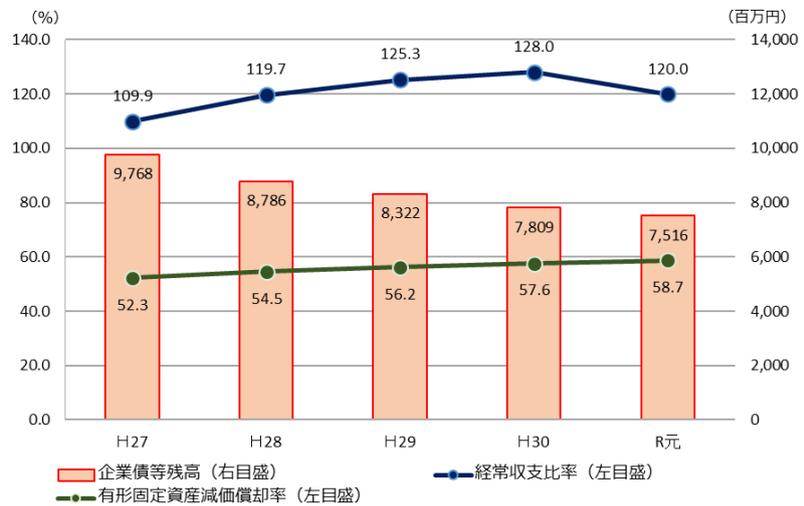
〔収支の状況〕



（3）主な経営指標の推移

- 経常収支比率は、令和元年度が120.0%となり、前年度より8.0ポイント下落しています。
- 企業債等残高は、償還が進み改善傾向にありますが、令和元年度末で7,516百万円と多額であり、今後も多額の償還が続きます。
- 有形固定資産減価償却率は、対前年度比1.0ポイント増の58.7%と年々上昇傾向にあり、施設・設備の老朽化が進行しています。

〔主な経営指標の推移〕



### 3 工業用水道事業の将来像と経営方針

#### （1）20年後の将来像

**「災害に強く、良質な工業用水の安定供給」により、地域経済の発展に貢献します。**

工業用水道事業は、企業の生産活動を支える重要な産業インフラとして、工場などの事業所に工業用水を常に安定供給しています。

広域的に工業用水を供給するためには、管路整備や水源開発等の先行投資も必要であり、長期に供給を継続し給水収入を維持しなければ資本回収ができないことなどから、民間で事業化することは困難です。

そのため、企業局は、良質な工業用水を将来にわたって安定的に供給することにより、企業の生産活動を支え、地域経済の発展に貢献します。

#### （2）目指す将来像とのギャップ

**ア 施設の老朽化が進んでおり、更新・改良により強靱化を図る必要がある。**

渋川・東毛の両工業用水道とも、給水開始から40年以上が経過しており、設備の老朽化が進行しています。また、災害発生時においても工業用水の供給を継続できるよう、更新・改良により強靱化を図る必要があります。

**イ 施設能力に対して、契約水量が少なく、施設利用率が低い。**

東毛工業用水道は、契約水量の減少傾向が続き、契約率（施設能力に対する契約水量）は65.9%、施設利用率（施設能力に対する実給水量）は31.3%となっています。

新規受水の獲得や受水企業への増量提案などの営業活動を積極的に展開する必要があります。

（3）経営方針（施策の方向性）

**経営方針1 強靱な工業用水道の構築**

企業の生産活動に支障が生じないよう、保守管理の徹底による修繕、計画的な更新・改良などの実施により、365日24時間断水することなく安定的に供給します。

**経営方針2 収益力の向上と効率的な運営**

企業の生産活動に欠かせない工業用水を、将来にわたり安定的に供給していくため、経営の効率化と収入確保に努め、経営の健全性を維持します。

新規に造成する産業団地に工業用水を供給することで、データセンターの誘致や県の施策に沿った企業誘致を推進するとともに契約水量の増量に努めます。

**経営方針3 良質な工業用水の供給**

適切な浄水処理を継続することで、県内に拠点がある事業所が安心して生産活動を行えるよう、良質な工業用水の供給を実現します。

（4）SDGsの目標

SDGs17の目標（引用：国連開発計画 UNDP）		経営方針
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	1 強靱な工業用水道の構築 3 良質な工業用水の供給
	持続可能な消費と生産のパターンを確保する	3 良質な工業用水の供給
	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	1 強靱な工業用水道の構築
	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	2 収益力の向上と効率的な運営 3 良質な工業用水の供給

#### 4 経営方針と主な取組

##### 経営方針1 強靱な工業用水道の構築

##### 〔取組1〕耐震化の推進（〔渋川〕施設の更新・改良、〔東毛〕管路の改良）

- 浄水処理施設の更新・改良に当たっては、現行の耐震基準に応じた耐震性能を有するよう耐震化工事を実施します。



〔渋川工業用水道沈殿池補強〕



〔東毛工業用水道水管橋耐震化〕

##### ■今後10年間の主な取組

項目／年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
渋川	浄水施設耐震補強工事	沈殿池		配水池	取水口		濃縮槽				
	配水管路耐震補強工事								布設替		
東毛	浄水施設耐震工事										
	配水管路耐震補強工事	補強									

〔取組2〕 計画的な修繕、更新・改良

- 主な工事として、次のとおり計画しています。

■今後10年間の主な取組

項目／年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
渋川	取水施設更新工事					■	■				
	浄水施設更新工事							■	■	■	■
	排水施設改良工事										■
東毛	取水施設更新改良工事	■	■	■	■	■	■				
	配水施設更新工事	■	■	■	■						
	配水管路更新工事				■	■	■	■	■	■	■
	配水管路布設工事	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

〔取組3〕 保守管理の徹底

- 設備ごとに定められた頻度での現場巡視や点検を確実に実施します。
- 職員の技術力向上に向けて、保安研修や技術研修を実施します。

〔取組4〕 危機管理体制の充実

- 「群馬県工業用水道事務所・水道事務所等災害処置基準」及び「企業局災害・事故対策マニュアル」、群馬県企業局事業継続計画（BCP）の継続的な見直しを行います。
- ユーザー（受水企業）を含めた情報伝達訓練を定期的実施します。
- 事故を想定した対応訓練を定期的実施します。

## 経営方針2 収益力の向上と効率的な運営

### 〔取組1〕アセットマネジメントに基づく適正規模での施設更新事業

- 将来の水需要を見通した施設規模の適正化検討を行います。
- アセットマネジメントを活用し、計画的な更新整備を実現します。
- 定期的な修繕や更新改良に当たっては、長寿命化を考慮した仕様とします。
- 需給バランスの調整と、今後の設備投資に必要な財源確保のため、給水価格の適正化を図ります。

### 〔取組2〕契約水量の確保（新規受水企業の開拓等）

- 渋川工業用水道においては、受水企業からの増量要望に応じるため、最適な設備投資計画の推進を図ります。
- 東毛工業用水道においては、工業用水道の供給区域内に立地している企業に対し、地下水利用からの転換による新規受水契約や契約水量の増量の提案を行います。
- 団地造成事業と連携し、産業団地に工業用水を供給することで、産業団地の魅力を向上させて、県内への企業誘致を推進するとともに、工業用水の積極的な営業活動により契約水量の増量に努めます。

### 〔取組3〕検針システムの構築〔東毛〕（DXの推進）

- 検針データをクラウド管理することにより、現場での検針作業の効率化や検針報告書、料金計算、利用明細書の作成をシステム化し、業務の大幅な省力化を図ります。



〔ホストPC・ハンディターミナル3台〕

### 〔取組4〕浄水発生土の農業や園芸への有効活用

- 事業で発生した浄水発生土については、環境価値を満たしたものを農業などで活用し、処理費用の低減を図っていきます。

### 経営方針3 良質な工業用水の供給

#### 〔取組1〕企業の生産活動を支える工業用水の安定供給

- 原水の状態に応じた適切な浄水施設の運転管理や、凝集剤等の適切な選定を実施します。
- 運転管理の充実・強化のため、管理体制や運転計画等の継続的な見直しを実施します。

#### 〔取組2〕地下水を活用した水質改善の取組

- 特に東毛工業用水道においては、地下水や利根川の伏流水を活用し、受水企業に求められる良質な工業用水を供給します。



〔東毛工業用水道全景〕

## 5 計画期間における数値目標

### 〔目標1〕

項目	現状（R元年度末）	目標（R12年度末）
年間契約水量	72,327 千m <sup>3</sup>	75,092 千m <sup>3</sup>

#### ○ 考え方

渋川工業用水道は、受水企業からの増量希望を踏まえ、1,825 千m<sup>3</sup>/年増量し、施設の給水能力（43,800 千m<sup>3</sup>/年）に迫る 43,296 千m<sup>3</sup>/年を目指します。

東毛工業用水道は、施設の給水能力（46,903 千m<sup>3</sup>/年）を十分に活かせていないため、適正規模での施設更新を図りつつ、効果的な営業活動も積極的に展開し、新規契約の獲得、既受水企業の増量などにより、契約水量の増加を目指します。

なお、「現状（R元年度末）」の年間契約水量は、R元年度が閏年であるため、R元年度末の1日当たり契約水量に365日を掛けて算定しています。

R元年度末の契約水量（渋川：113,620 m<sup>3</sup>/日＋東毛：84,536 m<sup>3</sup>/日）×365日＝72,326,940 m<sup>3</sup>

### 〔目標2〕

項目	現状（R元年度末）	目標（R12年度末）
渋川工業用水道の更新・改良 （浄水処理能力の耐震化率）	0%	100%

#### ○ 考え方

現状で0%である浄水施設の耐震化率を、渋川工業用水道の浄水施設の更新・改良によって、計画期間中に100%まで引き上げることを目指します。

### 〔目標3〕

項目	現状（R元年度末）	目標（R12年度末）
管路耐震化率	39.6%	100%

#### ○ 考え方

管路の耐震化済み給水能力（R元年度末 39.6%）は、耐震性がない配水管の更新や補強により、計画期間中に100%まで引き上げることを目指します。

6 投資・財政計画

（1）設備投資計画

耐震化や老朽化対策など強靱な工業用水道の構築のため、更新改良工事を進めていきます。

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
建設改良費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設備整備費	741	864	883	990	1,406	1,849	761	913	1,466	1,573
老朽化対策	356	436	614	613	547	560	421	630	607	1,253
強靱化	174	408	243	246	610	1,077	24	24	30	35
耐震化	211	20	26	131	250	211	316	259	829	286
（修繕費）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	741	864	883	990	1,406	1,849	761	913	1,466	1,573

〔主な設備整備の内容〕

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
設備整備費（老朽化対策）											
渋川	取水口機械設備工事										
	配水管路耐震補強工事										
	水質計器取替工事										
東毛	浄水場高架水槽更新工事										
	管路更新工事										
	電気棟更新工事										
	ポンプ更新工事										
設備整備費（強靱化）											
渋川	薬品タンク室移設工事										
	排水池増設工事										
東毛	利根川取水施設改良工事										
	配管布設工事										
設備整備費（耐震化）											
渋川	浄水施設耐震補強工事										
	配水管路耐震補強工事										
東毛	浄水施設耐震工事										

（2）財政計画

ア 事業量

両水道とも契約水量の増量を見込んでいます。

（単位：千 $m^3$ ）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
契約水量	72,902	72,902	73,102	72,902	74,907	74,907	75,112	74,907	74,907	75,092
渋川工業用水道	41,471	41,471	41,585	41,471	43,296	43,296	43,415	43,296	43,296	43,296
東毛工業用水道	31,431	31,431	31,517	31,431	31,610	31,610	31,697	31,610	31,610	31,796
実給水量	46,341	46,341	46,468	46,341	47,795	47,795	47,926	47,795	47,795	47,905
渋川工業用水道	31,376	31,376	31,462	31,376	32,757	32,757	32,847	32,757	32,757	32,757
東毛工業用水道	14,965	14,965	15,006	14,965	15,038	15,038	15,079	15,038	15,038	15,148

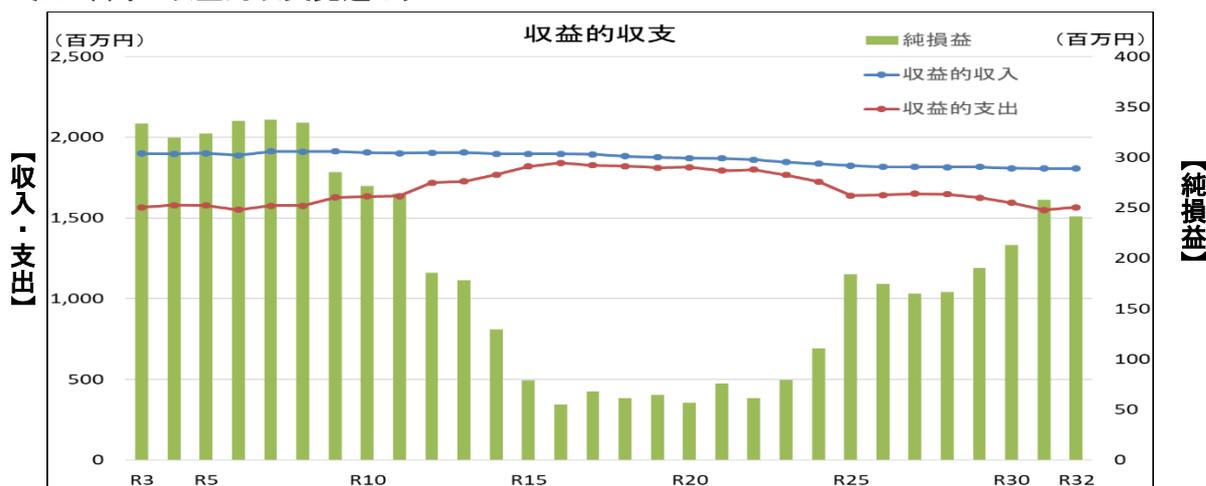
イ 収益的収支

給水量が増量することによる営業収益の増加が見込まれますが、設備投資に伴う減価償却費の増加がそれを上回り、純損益は令和12年度まで減少傾向が続きます。

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入	1,899	1,898	1,901	1,887	1,913	1,911	1,912	1,905	1,900	1,904
営業収益	1,596	1,596	1,601	1,596	1,626	1,626	1,630	1,626	1,626	1,632
長期前受金戻入	167	166	164	155	152	149	146	144	139	137
その他	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	1,566	1,578	1,577	1,551	1,575	1,576	1,626	1,634	1,636	1,718
維持管理費	586	586	586	586	586	586	586	586	586	586
減価償却費(既存)	643	612	605	585	577	563	555	551	539	533
減価償却費(新規)	52	82	101	119	158	180	244	260	279	296
除却費(除却損)	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
除却費(除却工事費)	17	44	43	28	28	28	28	28	28	103
修繕費	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
支払利息	87	73	62	53	45	39	33	28	23	19
その他支出	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純損益	334	319	323	336	338	334	286	272	264	186

[30年間の収益的収支見通し]



ウ 資本的収支

令和12年度まで多額の設備投資が続くことから、資本的収支の不足額は多額となりますが、減価償却費などの損益勘定留保資金等により補填する予定です。

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入	611	734	753	860	1,276	1,719	631	783	1,336	1,443
企業債借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金	603	734	753	860	1,276	1,719	631	783	1,336	1,443
その他収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	1,439	1,526	1,612	1,678	2,119	2,559	1,494	1,645	2,207	2,336
建設改良費	742	864	883	991	1,406	1,850	762	913	1,466	1,573
企業債償還金	655	565	507	431	413	346	293	266	242	205
他会計借入金償還金	42	98	222	256	299	363	439	465	499	558
その他支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	▲ 828	▲ 792	▲ 859	▲ 818	▲ 843	▲ 840	▲ 863	▲ 861	▲ 871	▲ 893
補填財源	828	792	859	818	843	840	863	861	871	893
企業債等残高	6,829	6,826	6,955	7,055	7,246	7,876	8,939	8,865	8,941	9,574

## Ⅲ 水道事業



### 1 事業の概要

本県の水道用水供給事業は、市町村水道事業（受水市町村）に対して水道用水を供給することで、県内における水道施設への重複投資の回避や料金水準の平準化をする役割を担っています。

- 県央地域広域的水道整備計画に基づき、県央第一水道及び県央第二水道の2水道を運営しており、県内5市2町1村へ供給しています。
- 2水道で、1日当たり約180,000 m<sup>3</sup>の水道用水を供給しており、これは、群馬県内で使用される水道用水の約22%に相当する量となります。

#### 〔施設の概要〕

##### （1）水道施設

（令和2年3月末現在）

区分	県央第一水道	県央第二水道
所在地	北群馬郡榛東村大字広馬場	渋川市北橘町箱田
給水能力	160,000 m <sup>3</sup> /日	93,250 m <sup>3</sup> /日
水源	矢木沢ダム（夏期）、利根川自流（冬期）、奈良俣ダム（冬期）	奈良俣ダム（冬期）、八ッ場ダム（冬期）、矢木沢ダム（夏期）、利根川自流（夏期）
給水開始年月	昭和58年4月（一部） 昭和61年4月（全部）	平成10年6月（一部）
水道用水供給先	前橋市、高崎市、榛東村、吉岡町	前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、玉村町
給水区域	2市1町1村 前橋市、高崎市、榛東村、吉岡町	4市1町 前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、玉村町
管路延長	34.9km	96.2km
料金	使用料金 50円/m <sup>3</sup> 超過料金 50円/m <sup>3</sup>	使用料金 100円/m <sup>3</sup> 超過料金 100円/m <sup>3</sup>

##### （2）その他の施設

###### ア 水質検査センター

施設名称：水質検査センター

内容：各水道の水を集中して検査し、水道水質基準への適合を確認する。

備考：水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）の認証を取得。

## 2 経営の概況

### （1）供給実績

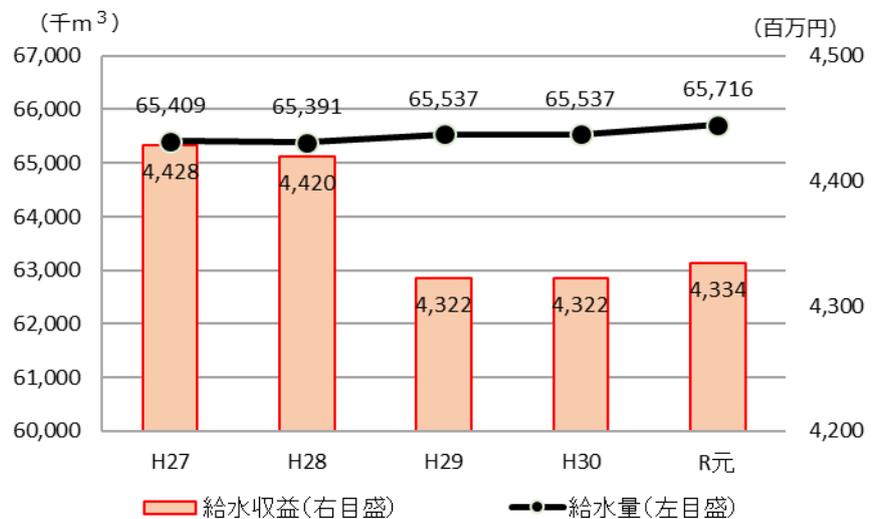
○ 給水実績は令和元年度に 65,716 千 $m^3$ であり、閏年の影響で前年度と比べ若干増加しています。

県央第二水道は、給水原価の低減に伴い、令和2年度より給水単価を2円/ $m^3$ 引下げ、100円/ $m^3$ としています。

#### 〔給水量の推移〕

区分		H27 (閏年)	H28	R29	H30	R元 (閏年)
県央 第一	協定水量(千 $m^3$ )	45,556	45,432	45,432	45,432	45,556
	給水量(千 $m^3$ )	45,548	45,432	45,432	45,432	45,556
	給水率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	料金収入(千円)	2,277,729	2,271,577	2,271,577	2,271,577	2,277,801
県央 第二	協定水量(千 $m^3$ )	20,160	20,105	20,105	20,105	20,160
	給水量(千 $m^3$ )	19,861	19,959	20,105	20,105	20,160
	給水率(%)	98.5	99.3	100.0	100.0	100.0
	料金収入(千円)	2,150,724	2,148,097	2,050,700	2,050,700	2,056,321
計	協定水量(千 $m^3$ )	65,716	65,537	65,537	65,537	65,716
	給水量(千 $m^3$ )	65,409	65,391	65,537	65,537	65,716
	給水率(%)	99.5	99.8	100.0	100.0	100.0
	料金収入(千円)	4,428,453	4,419,674	4,322,277	4,322,277	4,334,122

#### 〔給水量と料金収入の推移〕

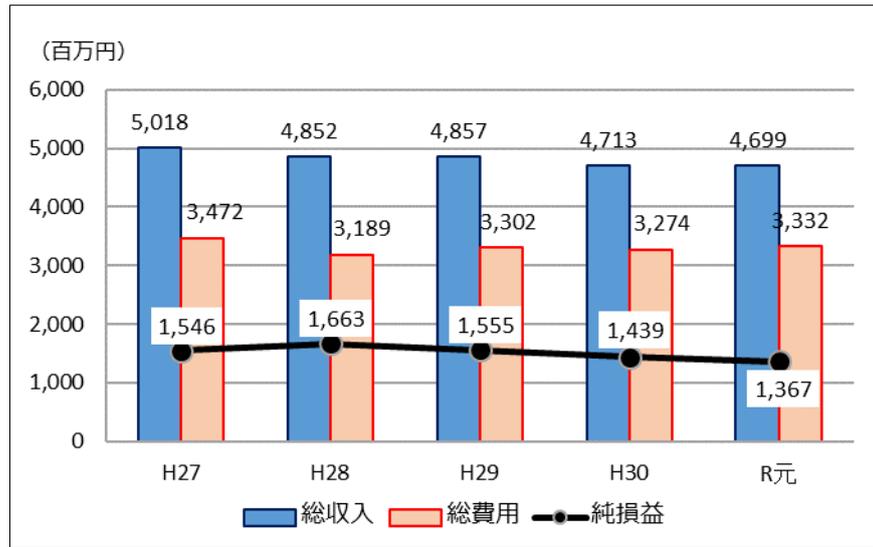


※H30 から R 元の増加については、閏年によるもの

（2）損益収支の状況

- 令和元年度の総収入については、対前年度比 14 百万円減の 4,699 百万円となり減少傾向です。総費用については、修繕費等の営業費用の増加により、対前年度比 58 百万円増の 3,332 百万円となっています。
- 令和元年度の純損益については、対前年度比 72 百万円減の 1,367 百万円となり、給水単価値下げなどの影響により、平成 28 年度から毎年減少しています。

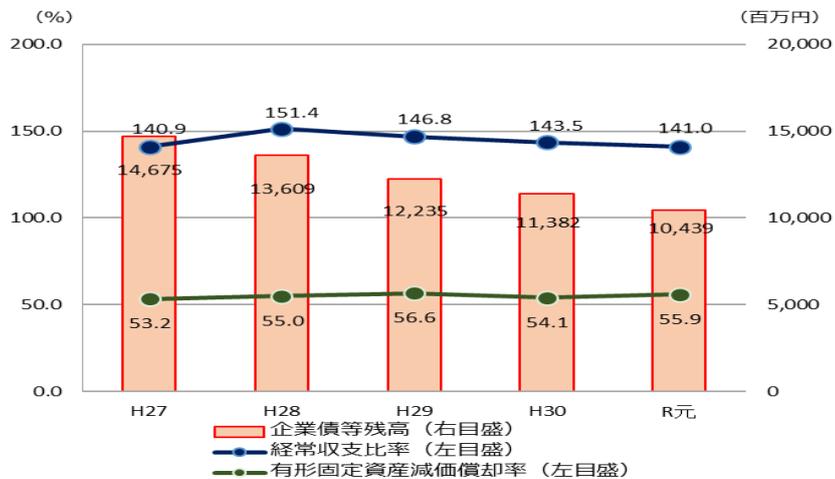
〔収支の状況〕



（3）主な経営指標の推移

- 令和元年度の経常収支比率は対前年度比 2.5 ポイント減の 141.0%となっています。
- 令和元年度末の企業債残高は、企業債の償還が進み、前年度と比較して 943 百万円減の 10,439 百万円となっています。
- 有形固定資産減価償却率は年々上昇していますが、平成 30 年度には県央第一水道の 3 系浄水処理施設が完成したため、2.5 ポイント改善しています。

〔主な経営指標の推移〕



### 3 水道事業の将来像と経営方針

#### （1）20年後の将来像

**「災害に強く、安全で質の高い水道用水の安定供給」により、県民のライフラインを守ることに貢献します。**

利根川水系の上流域の豊かな水を利用し、水道水の安全の確保（安全性）、災害時での確実な給水の確保（強靭性）、持続的な供給体制の確保（持続性）を基本に水道水を安定供給するとともに、水道水源と県民のライフラインを守っています。

#### （2）目指す将来像とのギャップ

**ア 施設の老朽化が進んでおり、更新・改良等により耐震化などの強靭化を図る必要がある。**

施設の老朽化に伴う事故による水道用水供給の減断水を回避するため、計画的な修繕や更新・改良等を行う必要があります。

また、更新・改良等に合わせて施設の耐震性を向上させるとともに、大規模災害の発生によって施設・設備に被害が生じた場合においても、応急措置を行って速やかな復旧が行えるよう、体制整備を行う必要があります。

さらに、気候変動に伴う集中豪雨等による、水源とする河川の水質変化に対応するため、施設整備を行う必要があります。

**イ 施設能力に対して、協定水量が少なく、施設利用率が低い。**

県央第二水道は、現行施設能力に対する施設利用率が59.1%、計画の施設能力に対する施設利用率が37.7%となっており、県央第一水道の施設利用率77.8%と比較して低くなっていることから、施設能力に見合った給水量の確保や事業規模の適正化の検討等を行う必要があります。

#### （3）経営方針（施策の方向性）

##### **経営方針1 安全で質の高い水道用水の供給**

適切な浄水処理と水質管理体制の充実・強化を行うことにより、県民に安全で質の高い水道用水を供給します。

##### **経営方針2 強靭な水道の構築**

水道は県民生活に欠かせないライフラインであり、保守管理の充実・強化による迅速な修繕や計画的な更新・改良などにより、365日24時間断水することなく水道用水を安定的に供給します。

##### **経営方針3 収益力の向上と効率的な運営**

水道事業を将来にわたり安定的に継続していくため、中長期的な視点に立ち、給水量を確保するとともに、給水原価の抑制など効率的な経営を進めていきます。

## （4）SDGsの目標

SDGs17の目標（引用：国連開発計画 UNDP）		経営方針
 6 安全な水とトイレ を世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセス と持続可能な管理を確保する	1 安全で質の高い水道用水の供給 3 収益力の向上と効率的な運営
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼で き、持続可能かつ近代的なエネル ギーへのアクセスを確保する	3 収益力の向上と効率的な運営
 11 住み続けられる まちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安 全、強靱かつ持続可能にする	2 強靱な水道の構築
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを 確保する	1 安全で質の高い水道用水の供給
 13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かう ため、緊急対策を取る	2 強靱な水道の構築
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段 を強化し、グローバル・パートナ ーシップを活性化する	1 安全で質の高い水道用水の供給 3 収益力の向上と効率的な運営

## 4 経営方針と主な取組

### 経営方針1 安全で質の高い水道水の供給

#### 〔取組1〕適切な浄水処理

- 水安全計画などの各種計画に則り、浄水施設の適切な運転管理を徹底します。
- 運転管理の充実・強化のため、管理体制や運転計画等の継続的な見直しを図ります。



〔運転制御室〕



〔施設の巡回監視〕

#### 〔取組2〕水質管理体制の充実・強化

- 異常気象等による原水の水質変化に対応するため、水源調査を適時実施します。
- 表流水の水質汚濁事故等に適切に対応できるよう、水質管理体制の充実・強化に努めます。

#### ■今後10年間の主な取組

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
水質管理体制の強化	●水質管理体制の充実・強化									
	●適切な水質管理による安全で質の高い水道水の供給									



〔水源調査〕



〔水質検査〕

**経営方針2 強靱な水道の構築**

**〔取組1〕 計画的な修繕、更新・改良等（〔県一〕 1・2系浄水処理施設更新・改良工事等）**

- アセットマネジメントを活用し、計画的な更新整備を実現します。
- 浄水処理施設の更新・改良に当たっては、現行の耐震基準に応じた耐震性能を有するよう耐震化工事を実施します。
- 異常気象等による原水の水質変化に対応するよう施設整備を実施します。



〔老朽化した1系2系浄水処理施設〕



〔天日乾燥床増設イメージ〕

**■ 今後10年間の主な取組**

項目／年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
県一	1・2系浄水処理施設更新・改良工事										
	調整池、高濁度原水対応施設（天日乾燥床）の整備										
県二	遠方監視設備更新工事										
共通	送水管付属設備修繕、更新工事等										

**〔取組2〕 保守管理の徹底**

- 設備ごとに定められた頻度での現場巡視や点検を確実に実施します。
- 職員の技術力向上に向けて、保安研修や技術研修を実施します。

**〔取組3〕 危機管理体制の充実**

- 「群馬県工業用水道事務所・水道事務所等災害処置基準」及び「企業局災害・事故対策マニュアル」、群馬県企業局事業継続計画（BCP）の継続的な見直しを行います。
- 事故を想定した対応訓練を定期的を実施します。

**〔取組4〕 DXを活用した保守管理の充実・強化**

- 資料等の電子化を推進するとともに、蓄積された電子データを活用することにより不具合の早期発見を図ります。
- 施設の点検や現場巡視等において、携帯端末やウェアラブルカメラを活用することにより、点検等の効率化や高度化を図ります。



〔従来の点検〕



〔DXを活用した点検イメージ〕

**経営方針3 収益力の向上と効率的な運営**

**〔取組1〕 広域連携に向けた取組として県央第二水道の施設利用率の向上**

- 将来的な県央第一水道と県央第二水道の広域連携に向けて、県央第二水道の施設利用率向上のため、受水市町村との協議や調整を行います。
- 広域連携の課題の一つである県央第一水道と県央第二水道の料金格差について、格差を縮小するための方策を検討するとともに、縮小に向けた取組を行います。

**〔取組2〕 受水市町村との連携による効率的な給水計画**

- エンドユーザーである県民を第一に考え、給水を担う受水市町村と連携を深めることにより、安定的かつ安価な水道水の供給が行われるよう努めます。
- 「群馬県水道ビジョン（令和2年3月策定）」に基づき、より効率的な事業運営を目指して、県健康福祉部や市町村水道事業とともに広域的な連携のあり方を議論する場に参画します。

**〔群馬県水道ビジョン〕**

**群馬県水道ビジョン（令和2年3月策定）**

基本理念 『～安全・安心な水をいつまでも～ 未来へつなぐ群馬の水道』

基本方針

1. 利用者が安心しておいしく飲める安全で良質な水道水の供給
2. 災害・事故等の影響を最小限にとどめる強靱な水道の構築と危機管理の徹底
3. 将来世代にわたって水道の恩恵を享受できる水道サービスの持続性の確保

〔基本目標模式図〕

〔ビジョン表紙〕

**■今後10年間の主な取組**

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
供給地域及び量の拡大等	県営水道給水区域の市町村と連携し、新規地域への水道用水供給や増量についての調整									

**〔取組3〕 浄水発生土の農業や園芸への有効活用**

- 事業で発生した浄水発生土については、環境基準を満たしたものを農業などで活用し、処理費用の低減を図っていきます。

**〔取組4〕 水道発電における再生可能エネルギー電力の自家消費によるコスト削減等**

- 県央第一・第二水道事業の水道発電による再生可能エネルギー電力を各水道事務所において自家消費することで、電気料金を削減します。また、温暖化防止への取組を進めるため、新規発電所の建設を検討します。

## 5 計画期間における数値目標

### 〔目標1〕

項目	現状（R元年度末）	目標（R12年度末）
年間協定水量	65,536 千m <sup>3</sup>	69,256 千m <sup>3</sup>

#### ○ 考え方

県央第二水道では、施設の給水能力（34,036 千m<sup>3</sup>/年）に対して年間協定給水量は20,105 千m<sup>3</sup>/年にとどまり、既存の施設を十分に活かしていません。これを十分に活かすため、受水市町と協議しながら給水単価の低減等により地下水からの転換を促し協定量の増量に取り組めます。

なお、「現状（R元年度末）」の年間協定水量は、R元年度が閏年であるため、R元年度の1日当たり協定水量に365日を掛けて算定しています。

R元年度末の協定水量（県一：124,470 m<sup>3</sup>/日＋県二：55,082 m<sup>3</sup>/日）×365日＝65,536,480 m<sup>3</sup>

### 〔目標2〕

項目	現状（R元年度末）	目標（R12年度末）
県央第一水道の更新・改良 （浄水処理能力の耐震化率）	29.0%	100%

#### ○ 考え方

現状で29.0%である浄水施設の耐震化率を、県央第一水道の更新・改良によって、計画期間中に100%まで引き上げることを目指します。

## 6 投資・財政計画

### （1）設備投資計画

令和7年度まで県央第一水道の更新改良工事のため、多額の投資が続きます。

また、設備機器類の更新工事は、2水道ともに更新時期を適切に判断し、実施していく予定です。

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
建設改良費	900	1,604	4,519	2,834	2,597	37	44	28	40	22
設備整備費	536	1,341	1,037	1,736	1,171	2,000	1,351	646	767	530
老朽化対策	536	1,341	1,037	1,736	1,171	2,000	1,351	646	767	530
合計	1,435	2,945	5,557	4,570	3,768	2,037	1,395	674	807	553

### 〔主な設備投資の内容〕

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
建設改良費											
県一	1系機械設備更新工事										
	2系機械設備更新工事										
	汚泥掻取機更新工事										
	天日乾燥床増設工事										
設備整備費（老朽化対策）											
県一	導水施設更新工事										
	浄水施設更新工事										
県二	浄水施設更新工事										
	排水処理施設更新工事										
	受変電設備更新工事										
	流量計更新工事										

(2) 財政計画

ア 事業量

給水量については、県央第二水道の給水量が令和12年度まで増量を見込んでいます。  
(単位：千m<sup>3</sup>)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
給水計画	65,536	65,536	66,182	66,467	66,932	67,397	68,047	68,327	68,792	69,256
県央第一水道	45,432	45,432	45,556	45,432	45,432	45,432	45,556	45,432	45,432	45,432
県央第二水道	20,105	20,105	20,626	21,035	21,500	21,965	22,491	22,895	23,360	23,825
実給水量	65,536	65,536	66,182	66,467	66,932	67,397	68,047	68,327	68,792	69,257
県央第一水道	45,432	45,432	45,556	45,432	45,432	45,432	45,556	45,432	45,432	45,432
県央第二水道	20,105	20,105	20,626	21,035	21,500	21,965	22,491	22,895	23,360	23,825

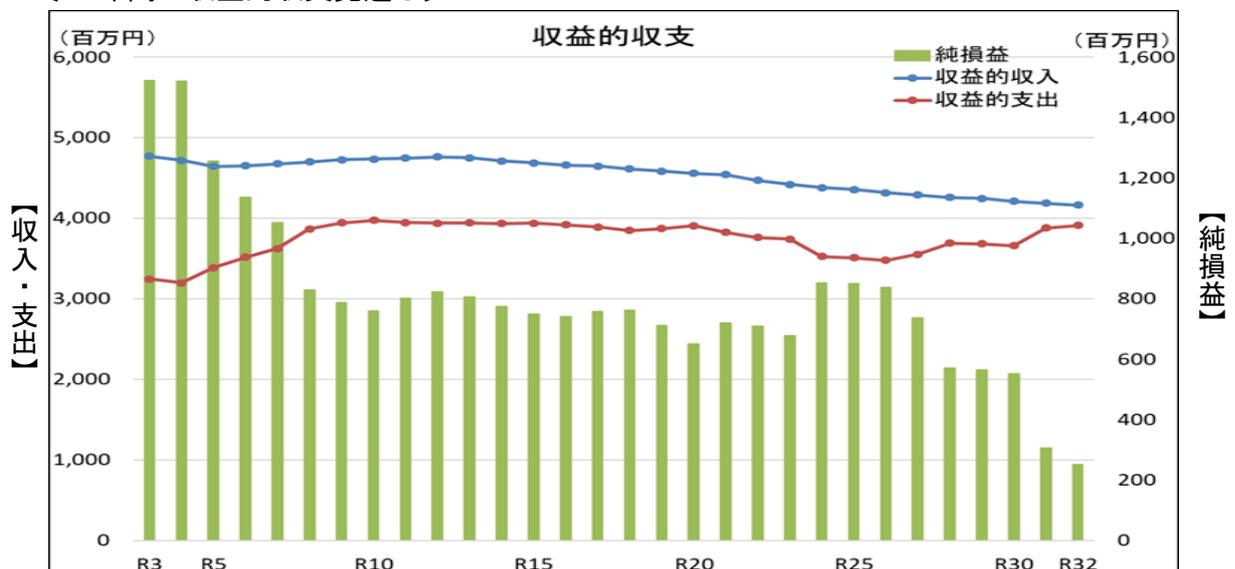
イ 収益的収支

収入については、県央第二水道の協定給水量の増量を図りつつ、給水単価の引下げを検討することにより、営業収益の確保を行っていきます。支出については、県央第一水道の設備投資に伴う減価償却額の増加により年々増加傾向が続きます。そのため、純損益は減少が続き、令和12年度には半減する見込みです。

(単位：百万円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入	4,767	4,718	4,641	4,651	4,673	4,696	4,726	4,734	4,746	4,761
営業収益	4,466	4,446	4,374	4,387	4,410	4,433	4,467	4,476	4,496	4,515
長期前受金戻入	297	268	262	259	258	258	255	253	245	242
その他収入	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	3,244	3,198	3,386	3,515	3,622	3,868	3,941	3,974	3,945	3,939
維持管理費	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281
減価償却費(既存)	1,501	1,367	1,336	1,313	1,300	1,286	1,259	1,229	1,185	1,163
減価償却費(新規)	107	231	465	637	787	1,063	1,176	1,250	1,273	1,297
除却費(除却損)	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
除却費(除却工事費)	20	8	18	18	8	8	8	8	8	8
修繕費	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109
支払利息	190	165	141	119	99	84	71	60	51	42
その他支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純損益	1,523	1,520	1,255	1,136	1,051	828	786	760	801	823

[30年間の収益的収支見通し]



## ウ 資本的収支（4条収支）

新たに企業債等を借入れせずに設備投資を行うため資本的収支の不足額は多額となりますが、減価償却費などの損益勘定留保資金等により補填する予定です。また、企業債等の償還も進み、残高は減少する見込みです。

(単位：百万円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	2,439	3,942	6,516	5,496	4,567	2,719	2,016	1,166	1,273	979
建設改良費	1,435	2,945	5,557	4,570	3,768	2,037	1,395	674	807	553
企業債償還金	1,004	997	959	926	799	681	620	492	466	427
その他支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	▲ 2,439	▲ 3,942	▲ 6,516	▲ 5,496	▲ 4,567	▲ 2,719	▲ 2,016	▲ 1,166	▲ 1,273	▲ 979
補填財源	2,439	3,942	6,516	5,496	4,567	2,719	2,016	1,166	1,273	979
企業債等残高	8,516	7,519	6,560	5,633	4,834	4,153	3,533	3,041	2,575	2,148



## 1 事業の概要

団地造成事業では、県内経済の活性化に向け企業誘致の受け皿となる産業団地の造成・分譲を行うとともに、県民に良好な環境の住宅用地を提供するために住宅団地の分譲を行っています。

- 産業団地は、昭和 37 年度以降、98 団地、約 2,600ha を造成し、約 650 社の企業等に分譲し、県内経済の活性化と雇用の創出に貢献してきました。地震などの自然災害が比較的少なく、東京から約 100 km 圏内に位置し、新幹線や高速道路などの交通ネットワークが充実しているといった優位性や魅力を P R して分譲の促進を図っています。
- 住宅団地は、昭和 37 年度以降、35 団地、約 760ha を造成し、約 12,000 区画を分譲してきました。平成 16 年度以降は、少子化の進展などの社会情勢の変化による分譲の低迷を踏まえ、新たな住宅団地の開発は行わないこととし、現在では造成済の住宅用地の分譲を進めています。

### 〔分譲中の団地一覧〕

#### 【産業団地】

(令和2年3月末現在)

団地名	所在地	開発面積 (ha)	分譲中	
			面積 (ha)	区画数
長野原向原団地	吾妻郡長野原町長野原	5.6	1.1	2
甘楽第一産業用地	甘楽郡甘楽町金井	5.8	5.8	2
板倉ニュータウン産業用地	邑楽郡板倉町泉野ほか	46.6	5.5	3
合計		58.0	12.4	7

#### 【住宅団地】

(令和2年3月末現在)

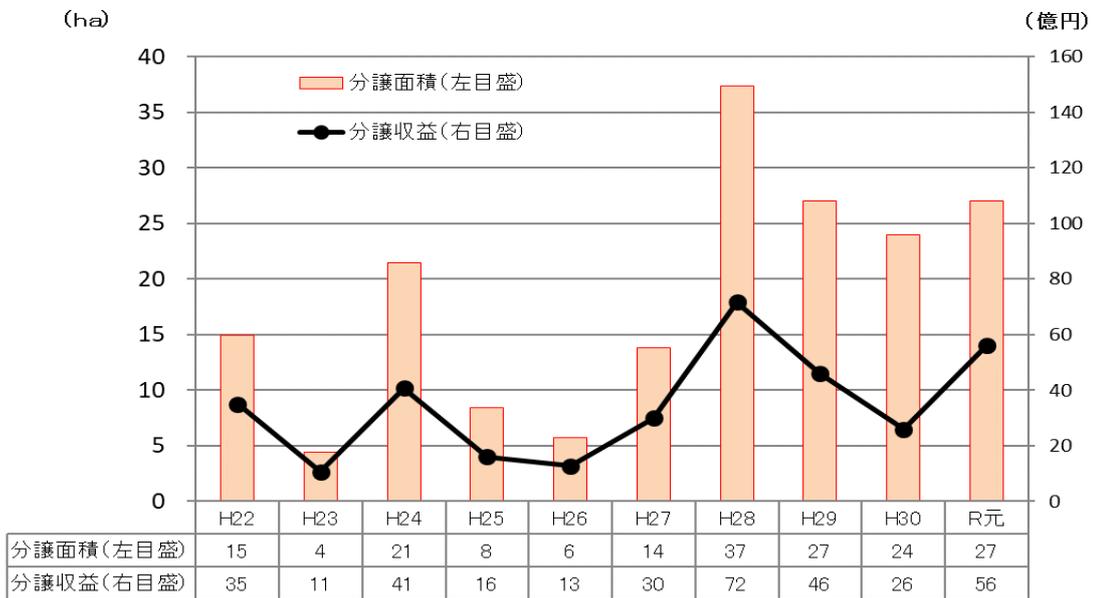
団地名	所在地	開発面積 (ha)	分譲中	
			面積 (ha)	区画数
板倉ニュータウン住宅用地	邑楽郡板倉町泉野ほか	23.8	2.1	84
ふれあいタウンちよだ	邑楽郡千代田町大字上中森ほか	5.8	3.0	112
城の岡住宅団地	桐生市菱町黒川	13.8	0.1	2
合計		43.4	5.2	198

## 2 経営の概況

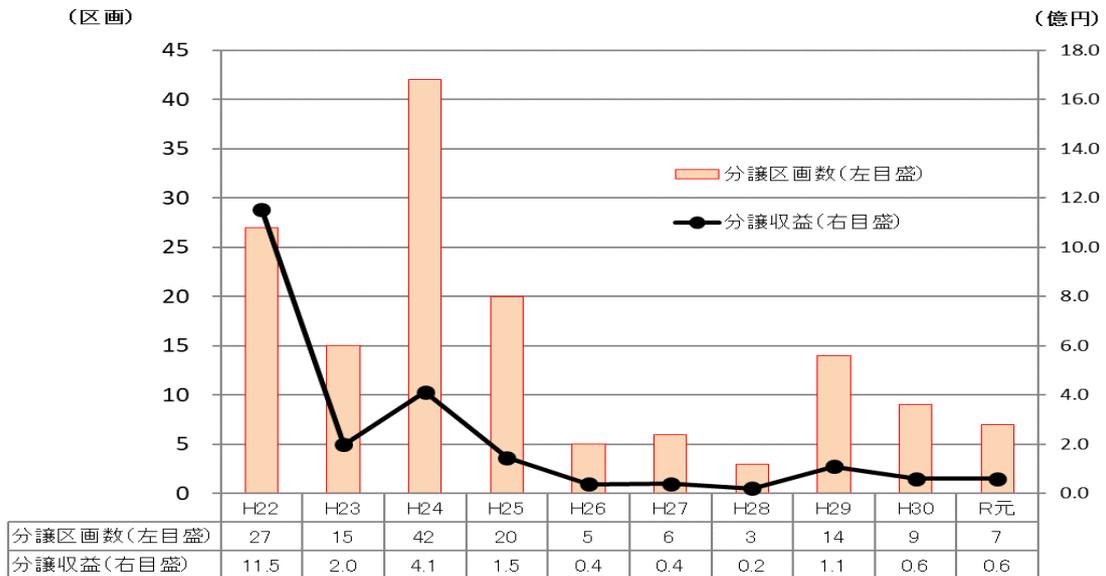
### （1）分譲実績

- 令和元年度の産業団地の分譲は、平成28年度から引き続き順調であり、分譲面積は、26.6ha となりました。
- この10年間の分譲面積は、年4.4～37.4ha であり、10年間で計183.8ha となっています。産業団地の分譲は、景気動向や企業の投資意欲に左右されるため、年度によって大きなばらつきが見られます。
- 住宅団地は、分譲の不振が続いており、消費税が8%になった平成26年度からは特に低迷しています。

#### 〔産業団地の分譲面積及び分譲収益の推移〕



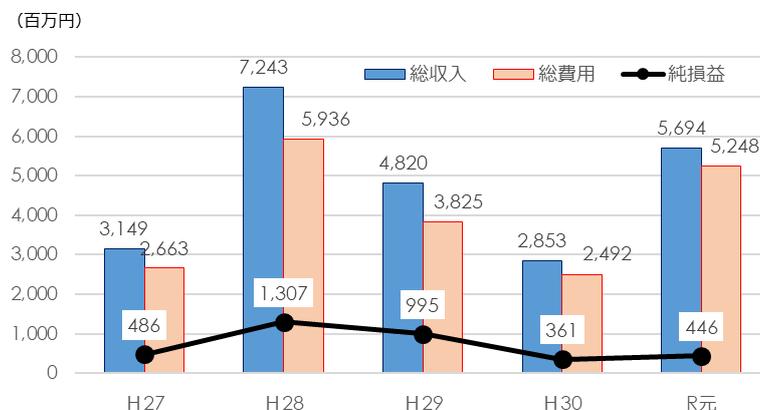
#### 〔住宅団地の分譲面積及び分譲収益の推移〕



## （2）損益収支の状況

- 令和元年度は、産業団地の分譲が順調であったことから、総費用 5,248 百万円に対して総収入 5,694 百万円となり、446 百万円の純利益を計上しました。

### 〔収支の状況〕



## （3）主な経営指標の推移

- 経常収支比率は 100%を上回っています。
- 新規に企業債等の借入れを行っていないため、「企業債等残高」は毎年度逡減しています。

### 〔主な経営指標の推移〕



### 3 団地造成事業の将来像と経営方針

#### （1）20年後の将来像

「時代のニーズに対応する地域特性を活かした団地開発」により、地域経済を支える産業振興・地域振興に貢献します。

- 自然災害が比較的少なく、東京から約100km圏内に位置し、新幹線や高速道路などの交通ネットワークが充実しているといった本県の優位性や魅力が評価され、令和元年の「工場立地動向調査」の結果では、本県の製造業等の立地件数は57件（全国4位）、立地面積は65.1ha（全国4位）と全国トップクラスとなっています。  
この本県の優位性や魅力を活かしながら、市町村や関係部局と連携して、産業団地を計画的に整備し、積極的な企業誘致を行うことにより、雇用の創出など産業振興・地域振興に貢献します。
- 住宅団地については、商業・業務用地への商業施設等の誘致などにより住宅団地の賑わいを創出し、団地の魅力を高めて分譲促進を図り、本県への定住・移住につなげ、地域の活性化に貢献します。

#### （2）目指す将来像とのギャップ

- ア 市町村や企業ニーズに即応できる産業用地が減少する一方、企業ニーズへの柔軟な対応が必要である。
  - 地元市町村や企業のニーズに対応するため、経済情勢を勘案しつつ、県企業誘致推進本部で選定済みの候補地を早期に事業化し、計画的に造成する必要があります。
- イ 住宅用地の分譲が低迷している。
  - 分譲が低迷している住宅団地について、販売戦略を見直し、早期に分譲する必要があります。

（3）経営方針（施策の方向性）

**経営方針1 企業誘致の受け皿となる産業団地の造成**

市町村と連携しつつ、従来から進めている製造業を中心とした企業誘致に加え、データセンターの誘致や県の政策に沿った企業を誘致できる産業団地の早期造成を行うとともに、災害リスクを低減した産業団地の造成に取り組みます。

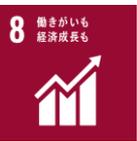
**経営方針2 企業局の強みを結集した産業団地の早期分譲**

CO<sub>2</sub>フリー電力の地産地消プログラム「電源群馬水カプラン」の活用や、良質で安定した工業用水の供給など、企業局の強みを結集した企業誘致に取り組み、産業団地の早期分譲を図ります。

**経営方針3 街の賑わいづくりにつながる住宅団地の分譲促進**

板倉ニュータウンにおいて新エネルギー活用住宅モデル事業を実施するなど、住宅団地の魅力づくりに取り組むとともに、情報発信力の強化や集客の促進につながる戦略的なプロモーションを展開し、分譲を促進します。

（4）SDGsの目標

SDGs17の目標（引用：国連開発計画 UNDP）	経営方針	
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>1 企業誘致の受け皿となる産業団地の造成</p> <p>2 産業団地の早期分譲</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>1 企業誘致の受け皿となる産業団地の造成</p> <p>2 産業団地の早期分譲</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>3 街の賑わいづくりにつながる住宅団地の分譲促進</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	<p>1 企業誘致の受け皿となる産業団地の造成</p>
 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>1 企業誘致の受け皿となる産業団地の造成</p> <p>2 産業団地の早期分譲</p> <p>3 街の賑わいづくりにつながる住宅団地の分譲促進</p>

4 経営方針と主な取組

経営方針1 企業誘致の受け皿となる産業団地の造成

〔取組1〕従来型の企業誘致に加え、データセンター等政策的な企業誘致の受け皿づくり

- ポテンシャルの高い新規開発地点を選定するとともに、市町村や企業の新たなニーズへ柔軟に対応し、地域特性を活かした団地開発に取り組みます。
- 市町村の要望に応じて、小規模な産業団地の造成にきめ細かく対応するとともに、産業団地以外の事業用地の造成にも公共性や公益性等を考慮しながら柔軟に対応します。
- 特に県や市町村の産業政策と一体となった団地造成を推進し、従来型の製造業を中心とした企業に加え、IT事業者（データセンター）など政策的な企業誘致の受け皿づくりに取り組みます。

■今後10年間の主な取組

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
従来型の企業誘致に加え、データセンター等政策的な企業誘致の受け皿づくり	●計画的な団地造成の継続									
	(レディーメイドからオーダーメイド主体へ)									
	●市町村や企業ニーズの調査・把握 ・浸水等のリスクが低減された災害に強い団地 ・立地企業の事業見直しに合わせた既存団地の区画再編 等					●市町村や企業ニーズに応じた団地造成				
	●県・市町村の政策的観点からの誘致企業の絞り込み					●IT事業者（データセンター）誘致など産業政策と一体となった団地造成				

〔取組2〕災害リスクを低減した産業団地の造成

- 本県は地震や災害などの自然災害が比較的少なく、快晴日数や日照時間は全国上位に位置しており、安定して操業できる環境条件が整っています。しかし近年、全国各地に甚大な被害を与えている大型台風等による浸水リスクが高まっている状況を踏まえ、盛り土等による浸水リスクを低減した産業団地の造成を行います。
- 地域バランスも考慮し、浸水リスクの低い地域での産業団地の造成に取り組みます。

**経営方針2 企業局の強みを結集した産業団地の早期分譲**

**〔取組1〕CO<sub>2</sub>フリー電力の地産地消プログラム「電源群馬水カプラン」を活用した企業誘致**

- 県営水力発電所で発電した電力による地産地消プログラム「電源群馬水カプラン」を活用し、企業誘致を進めます。

**■今後10年間の主な取組**

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
CO <sub>2</sub> フリー電力の地産地消プログラム「電源群馬水カプラン」を活用した企業誘致	●電気事業と連携した企業誘致への活用									

**〔取組2〕良質で安定した工業用水を活用した企業誘致**

- 本県の豊富な水資源により得られる良質で安定した工業用水を活用し、企業誘致を進めます。

**〔取組3〕関係機関と広く連携した企業誘致**

- 県東京事務所や大阪事務所と連携して、企業、金融機関、ゼネコン等を訪問し、企業の投資動向などの情報収集を行います。
- 県産業経済部と連携して、本県の優位性や魅力を積極的にPRし、企業誘致を促進します。
- 造成工事完了前であっても準備が整い次第分譲を開始するなど、企業の設備投資意欲を逃さず早期分譲を図ります。



〔伊勢崎宮郷工業団地〕



〔藤岡IC西産業団地〕

**経営方針3 街の賑わいづくりにつながる住宅団地の分譲促進**

**〔取組1〕板倉ニュータウンにおける新エネルギー活用住宅モデル事業の実施**

- 板倉ニュータウンの住宅用地において、電力供給を行うモデル事業に取り組み、エネルギーの地産地消を実現し、板倉ニュータウン住宅用地の商品力を高め、販売を促進します。

**■今後10年間の主な取組**

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
板倉ニュータウンにおける新エネルギー活用住宅モデル事業の実施	●システム検討、工事実施		●モデル事業第1期分譲開始				●モデル事業第2期分譲開始			

**〔取組2〕戦略的なプロモーションによる住宅団地の分譲**

- 「板倉ニュータウン」で開始している、新しいイメージの構築、インターネットやSNSなどを中心としたメディアミックスによる情報発信・伝達力の強化、イベントの開催などによる現地集客の促進といった販売戦略について、社会経済情勢や住宅需要の動向を踏まえて内容を見直しながら、引き続き推進します。
- 「ふれあいタウンちよだ」などについても、「板倉ニュータウン」の取組を通じて得られたノウハウを活かして、それぞれの団地の立地環境や中心顧客層に合わせたプロモーションに取り組みます。
- 個人への分譲のほか、住宅建築事業者等との連携を図り、卸分譲や共同分譲に取り組み、分譲区画数の増加を図ります。



〔板倉ニュータウンの町並み〕



〔板倉ニュータウン全体図〕

## 5 計画期間における数値目標

### 〔目標1〕

項目	現状（R元年度末）	目標（R12年度末）
産業団地造成面積	—	250ha

#### ○考え方

企業誘致推進本部により選定された開発候補地の早期造成を計画的に推進し、企業ニーズに応じた分譲を実現するため、分譲地の安定供給を目指します。

- ① 現在造成中の産業団地 43ha
  - ・千代田第二工業団地（約11ha）【令和3年度完成】
  - ・明和入ヶ谷南工業団地（明和町土地開発公社からの受託）（約12ha）【令和3年度完成】
  - ・高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地（約20ha）【令和4年度完成】
- ② 県企業誘致推進本部で既に選定された候補地から8地区 188ha
- ③ 今後、県企業誘致推進本部で令和3年度に選定予定の候補地から1地区 19ha

### 〔目標2〕

項目	現状（R元年度末）	目標（R12年度末）
新エネルギー活用住宅モデル事業の実施	—	30区画以上の分譲開始

#### ○考え方

板倉ニュータウンにおける新エネルギー活用住宅モデル事業により住宅用地を整備し、30区画以上の分譲開始を目指します。

## 6 投資・財政計画

### （1）設備投資計画

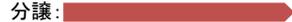
在庫が少ない産業団地は、今後10年間で約250haの開発を進めていく予定です。

（単位；百万円）

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
土地造成費等	1,696	2,486	3,709	3,611	5,692	3,391	3,301	3,475	3,329	3,215	33,905
分譲収入	3,643	3,228	4,679	4,286	5,909	4,133	4,113	3,900	3,974	5,288	43,153

#### 産業団地造成計画

産業団地名	造成面積 (ha)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
千代田第二	11	造成	分譲								
明和入ヶ谷南(受託)	12	造成									
C地区(高崎玉村SIC北)	20	造成	造成	分譲	分譲	分譲					
D地区	19	造成	造成	分譲							
E地区	10	造成	造成	分譲							
F地区	7	造成	造成	分譲							
G地区	19	造成	造成	分譲	分譲	分譲					
H地区	56	環境アセス	環境アセス	環境アセス	第1期工事	第2期工事	第2期工事	第2期工事	第2期工事	第2期工事	第2期工事
I地区	41	環境アセス	環境アセス	環境アセス	第1期工事	第2期工事	第2期工事	第2期工事	第2期工事	第2期工事	第2期工事
J地区	17						造成	造成	造成	分譲	分譲
K地区	19								造成	造成	分譲
L地区	19								造成	造成	分譲
計	250										

造成:   
分譲: 

#### 住宅団地分譲計画

住宅団地名	うちR12までの分譲	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
城ノ岡(住宅)	2区画	分譲									
ふれあいタウンちよだ(住宅)	60区画	分譲	分譲	分譲							
板倉NT(住宅)	114区画	分譲	分譲	分譲							
板倉NT(商業)	6区画	分譲	分譲	分譲							
板倉NT(業務)	4区画	分譲	分譲	分譲							

注) 土地造成費等及び分譲収入は、本計画策定時点における概算です。

（2）財政計画

ア 事業量

毎年新たな分譲地を販売できるよう計画的に造成を進めていく予定です。

造成

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
造成面積等 (ha)	23	20	29	7	47	21	28	37	0	38

分譲

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
産業団地等 (ha)	15.6	14.8	18.7	16.9	24.3	17.0	20.5	19.6	23.5	14.4
住宅団地等 (区画数)	24	22	37	22	15	23	6	7	21	9

イ 収益的収支

計画的に造成した分譲地を概ね3年程度で分譲することで、計画的に収入を確保できる見込みです。純損益も2～8億円程度で推移する予定です。

(単位：百万円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入	3,699	3,285	4,736	4,343	5,965	4,190	4,170	3,956	4,030	5,345
営業収益	3,695	3,281	4,732	4,338	5,961	4,186	4,166	3,952	4,026	5,340
その他収益	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	3,477	2,943	4,494	4,075	5,363	3,892	3,557	3,681	3,732	4,531
造成原価	3,149	2,615	4,166	3,747	5,035	3,564	3,229	3,354	3,404	4,205
維持管理費	314	314	314	314	314	314	314	314	314	314
減価償却費	10	10	10	10	10	10	10	10	10	7
支払利息	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他支出	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純損益	222	342	242	267	602	298	613	275	298	814

ウ 資本的収支

借入金に頼ることなく計画的な造成・分譲を進め、資本的収支の不足額は多額となりますが、減価償却費などの損益勘定留保資金等により補填する予定です。

(単位：百万円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入	554	15	15	15	15	15	15	15	15	15
企業債借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受託工事収入	531	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他収入	23	15	15	15	15	15	15	15	15	15
支出	1,814	2,525	3,724	3,611	5,692	3,391	3,301	3,475	3,330	3,216
土地造成費	1,696	2,486	3,709	3,611	5,692	3,391	3,301	3,475	3,329	3,215
企業債償還金	118	39	15	0	0	0	0	0	0	0
その他支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	▲ 1,260	▲ 2,510	▲ 3,709	▲ 3,595	▲ 5,677	▲ 3,376	▲ 3,286	▲ 3,460	▲ 3,314	▲ 3,200
補填財源	1,260	2,510	3,709	3,595	5,677	3,376	3,286	3,460	3,314	3,200
企業債残高	54	15	0	0	0	0	0	0	0	0

## V 施設管理事業

3

すべての人に  
健康と福祉を

9

産業と技術革新の  
基盤をつくろう

17

パートナーシップで  
目標を達成しよう

施設管理事業では、地方公営企業として県民福祉の向上に貢献し、群馬ヘリポート内のヘリコプター用格納庫事業、前橋市大渡町にある公社総合ビルを運営する賃貸ビル事業、県営の4つの河川敷ゴルフ場を運営するゴルフ場事業の3つの事業を運営しています。

### <格納庫事業・賃貸ビル事業>

#### 1 事業の概要

- 格納庫事業は、群馬県が設置する群馬ヘリポート（昭和63年8月開港）内に建設したヘリコプター用格納庫をヘリポート利用団体に賃貸するもので、平成元年7月に営業を開始しました。

群馬ヘリポートは、防災ヘリの拠点となっているほか、民間利用も可能な公共用ヘリポートとして本県のヘリコプターネットワークの中心的役割を果たしており、格納庫事業は群馬ヘリポートの有効活用のための利便性向上に貢献しています。

- 賃貸ビル事業は、県庁舎建て替えに伴う仮庁舎として平成7年に建設したビルを、新県庁舎完成後の平成12年12月からは公社総合ビルとして、公社・事業団等の団体に賃貸するとともに、貸会議室及び多目的ホールについては一般の団体等にも貸出しを行っています。ビル全体の管理業務については、平成23年度から民間事業者へ委託しています。

一部のフロアには、企業局の地域機関も入居しています。

3階 管理総合事務所（企業局発電所の集中監視制御を担当）

6階 団地総合事務所前橋支所（団地造成事業の県央・県西部地域を担当）

#### 〔施設の概要〕

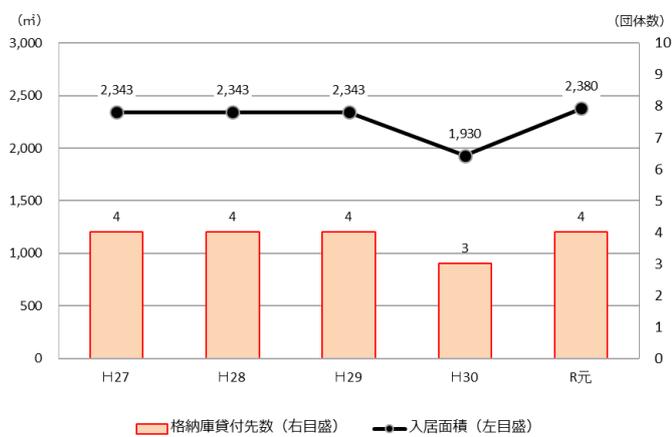
名称（所在地）	施設規模	営業開始
群馬ヘリポート 格納庫 （前橋市下阿内町）	格納庫3棟 延床面積 3,457 m <sup>2</sup> 貸付可能面積 3,457 m <sup>2</sup>	平成元年7月
公社総合ビル （前橋市大渡町）	敷地面積 12,865 m <sup>2</sup> 延床面積 12,333 m <sup>2</sup> （地上9階地下1階） 貸室面積 5,355 m <sup>2</sup> （貸会議室を含む） 多目的ホール 300名（収容人数）	平成12年12月

## 2 経営の概況

### （1）格納庫の利用状況

- 貸出先がヘリコプター事業者に限られるため、平成元年7月の営業開始以降大きな変動はありません。平成30年6月にドクターヘリ運航業者が前橋赤十字病院の完成に伴って退去しましたが、令和2年3月に新たな入居者があったことから利用率は回復しています。
- 空きスペースについては、入居者の募集に合わせて短期利用の促進も図っています。短期利用の実績としては、毎年実施されるニューイヤー駅伝の報道用ヘリコプターの利用や、台風等緊急時における避難先として利用されています。

#### 〔格納庫の利用実績の推移〕



### （2）公社総合ビルの入居状況

- 令和元年度は、群馬労働局、（公財）群馬県建設技術センターなど計32団体に対して4,031.77㎡を賃貸しました。平成31年4月から賃貸料を値下げしたことにより、新規入居2団体、増床4団体等となり、賃貸面積は対前年比259㎡増となっています。そのほか、ホール・会議室等の利用率も対前年比1.8%上回る52.7%となっています。

#### 〔賃貸ビル入居団体数と入居面積の推移〕



#### 〔会議室等利用率推移〕

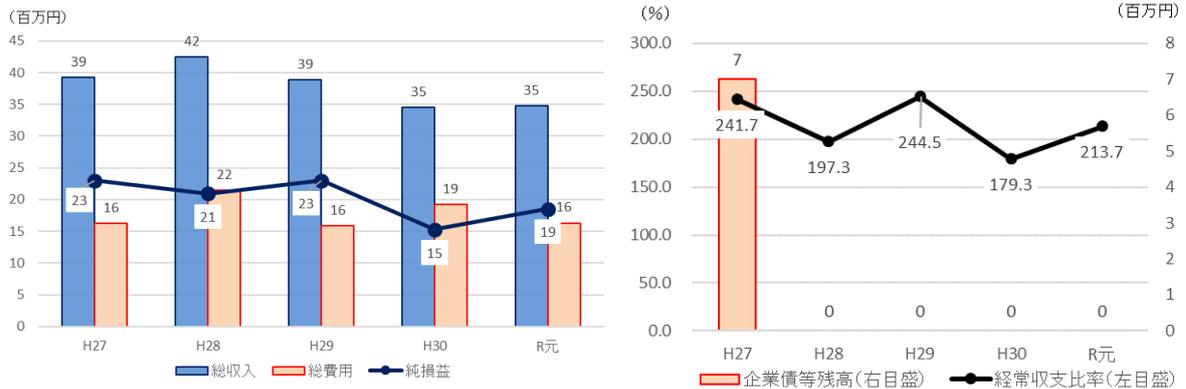


※ホールの稼働率 (%) = 利用日数 ÷ 利用可能日数 × 100  
 貸会議室等の稼働率 (%) = 各会議室等の利用日数の総和 ÷ (利用可能日数 × 会議室等数) × 100  
 利用可能日数は1年の日数から年末年始、点検日を除いた日数です。

（3）損益収支・主な経営指標の状況

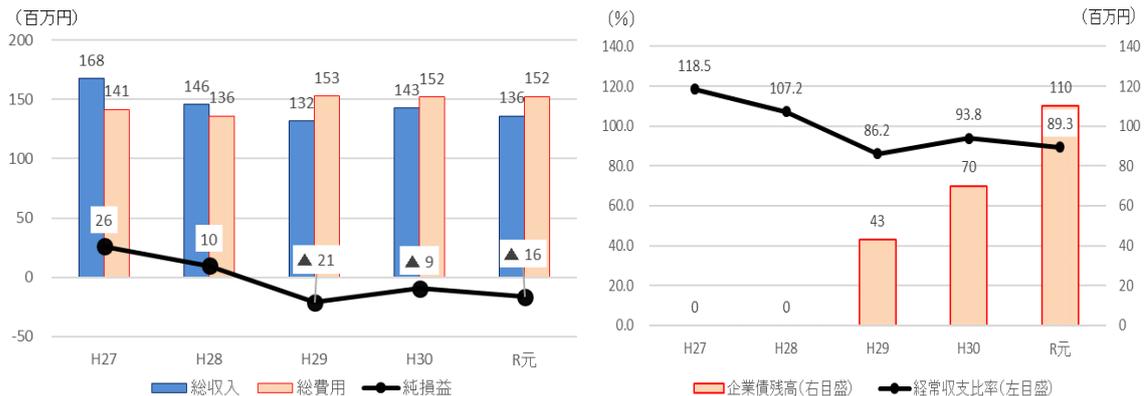
- 格納庫事業の令和元年度の総収入は、昨年度の収入を維持し、総費用として修繕費を計上していますが、純損益は19百万の利益を確保できており、規模は小さいものの安定した経営状況となっています。
- 経常収支比率は200%を超え高い水準で推移していることなどから、収益性に問題はありません。

〔格納庫事業の収支状況と主な経営指標の推移〕



- 賃貸ビル事業では、近隣の賃貸料の相場や入居率向上に対応するため、平成31年4月から賃貸料を下げたことから、総収入は136百万円と前年度に比べて減少しました。総費用は前年度と同額の152百万円で、純損益は▲16百万円となり、3年連続で赤字となりました。
- 令和元年度の経常収支比率は、前年度に比べ悪化しており、3年連続で100%を下回り、損失を生じています。

〔賃貸ビル事業の収支状況と主な経営指標の推移〕



### 3 格納庫事業・賃貸ビル事業の将来像と経営方針

(1) 20年後の将来像

「良好なサービスの提供と効率的な運営」により、地方公営企業として県民福祉の向上に貢献します。

(2) 目指す将来像とのギャップ

各施設の老朽化が進行しており、採算性や公益性を踏まえた各事業の今後のあり方を検討する必要があります。

(3) 経営方針（施策の方向性）

**経営方針 収益力の向上と効率的な運営**  
 格納庫利用者及び公社総合ビル入居者の確保により、収益力の向上と効率的な運営を維持します。  
 賃貸ビルについては、長期保全計画に則った計画的な保全措置により施設の長寿命化を図ります。

(4) SDGsの目標

SDGs17の目標（引用：国連開発計画 UNDP）		経営方針
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	収益力の向上と効率的な運営
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	

## 4 経営方針と主な取組

### 経営方針 収益力の向上と効率的な運営

#### 〔取組1〕施設管理事業のあり方検討

- 県に關係する機関との連携を図りつつ、「施設管理事業のあり方」を検討します。

#### ■今後10年間の主な取組

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
施設管理事業のあり方検討	●あり 方検討				●検討結果に沿った事業運営					

#### 〔取組2〕長期利用者の確保と短期利用の促進

- 格納庫については、定期入庫者を確保しつつ、利用実績のある事業者等への営業活動を継続的に実施するとともに、ヘリコプター事業者に対して、短期利用の宣伝を行います。
- 公社総合ビルについては、入居要件の見直しを踏まえて、新たな事務所入居者の確保につなげる積極的な営業活動を行います。また、貸会議室等の利用率を高めて収益を確保するため、広い駐車場があることや大小各種の会議室があること等の利便性をアピールし、利用の促進を図ります。

#### 〔取組3〕適切な保守管理と施設・設備の更新・改修

- 日常的な保守管理を徹底し、利用者に支障がないよう施設の機能を維持するとともに、長期保全計画に則った計画的な保全措置により、施設の長寿命化を図ります。



〔格納庫〕



〔公社総合ビル〕

## 5 計画期間における目標

項目	現状（R元年度末）	目標（R12年度末）
賃貸ビル入居面積	3,686 m <sup>2</sup>	4,232 m <sup>2</sup>

#### ○ 考え方

貸付可能面積の100%を目標とします。

## ＜ゴルフ場事業＞

### 1 事業の概要

ゴルフ場事業は、県民が身近で気軽にスポーツに親しむ場を提供することを目的として、現在4つのゴルフ場の営業を行っています。

平成18年度からは、民間のノウハウを活用し、サービスの向上や経費削減を図ることなどを目的として指定管理者制度を導入し、民間事業者による管理運営を行っています。

名称（所在地）	施設規模	営業開始	指定管理者
玉村ゴルフ場 （佐波郡玉村町角渕）	全長6,572ヤード 18ホール／パー72	昭和51年9月	（株）三商 （平成18年4月1日～）
前橋ゴルフ場 （前橋市川原町）	全長6,333ヤード 18ホール／パー72	昭和54年10月（一部） 昭和55年4月（全部）	久松商事（株） （平成28年4月1日～）
板倉ゴルフ場 （邑楽郡板倉町板倉）	全長6,554ヤード 18ホール／パー72	昭和59年10月	東急リゾート&ステイ（株） （平成18年4月1日～）
新玉村ゴルフ場 （佐波郡玉村町川井）	全長7,051ヤード 18ホール／パー72	昭和60年10月	金井興業（株） （平成18年4月1日～）

※上武ゴルフ場は、令和元年10月の台風19号で被災したため、現在営業をしていません。

## 2 経営の概況

### （1）県営ゴルフ場の利用状況

○ 過去5年間、上武ゴルフ場を除く4ゴルフ場では、利用者は20万人を超えて推移し、経常利益を継続して計上しており、安定した経営を維持しています。

〔県営ゴルフ場利用者数推移〕

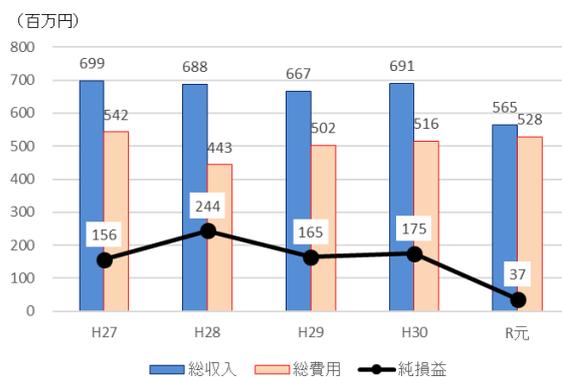


### （2）損益収支・主な経営指標の状況

○ 総収入は、指定管理者から納付される納付金の減額（災害により営業できなかった場合の減額措置）が発生したことで565百万円となり、総費用は、各ゴルフ場の設備の改修などにより528百万円となりました。

その結果、純損益は37百万円となり、前年度と比較して138百万円減少となりました。

〔収支の状況〕



〔借入金残高・経常収支比率（％）〕



### 3 ゴルフ場事業の将来像と経営方針

#### （1）20年後のゴルフ場事業の将来像

- ・ 「良好なサービスの提供と効率的な運営」により、地方公営企業として県民福祉の向上に貢献します。
- ・ パブリックゴルフ場としてのニューノーマルに対応した事業運営をします。

#### （2）目指す将来像とのギャップ

- ア 玉村ゴルフ場を除く各ゴルフ場はクラブハウスの老朽化が進んでおり、採算性や公益性を踏まえた各ゴルフ場の今後のあり方を検討する必要があります。
- イ コロナ禍における事業運営のあり方を検討する必要があります。

#### （3）経営方針（施策の方向性）

##### **【経営方針】 広く県民に親しまれるゴルフ場づくり**

本県のスポーツ振興や県民の健康増進に寄与するため、河川敷にある県営ゴルフ場の特色を活かして、「広く県民に親しまれるゴルフ場づくり」に引き続き取り組みます。

#### （4）SDGsの目標

SDGs17の目標（引用：国連開発計画 UNDP）		経営方針
	すべての人に健康と福祉を	広く県民に親しまれるゴルフ場づくり

## 4 経営方針と主な取組

### 【経営方針】 広く県民に親しまれるゴルフ場づくり

#### 〔取組1〕ニューノーマルの下での県営ゴルフ場のあり方検討

- 4つのゴルフ場については、各指定管理者がノウハウを活かしながら運営しています。

一方で、ゴルフ人口の減少による民間ゴルフ場との競合や台風被害の頻発による事業継続上のリスクの高まり、新型コロナウイルス感染症など県営ゴルフ場を取り巻く状況が設置当初とは大きく変化していることから、県営ゴルフ場の今後のあり方を検討します。

#### ■今後10年間の主な取組

項目／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ニューノーマルの下での県営ゴルフ場のあり方検討	●あり 方検討				●県営ゴルフ場の効率的な運営					

#### 〔取組2〕県営ゴルフ場の特色を活かしたサービスの提供によるゴルフ場利用者の確保

- 河川敷を利用した県営ゴルフ場の平坦で比較的易しいコースという特色を活かして、性別や年齢に関わらず初心者でも気軽にゴルフを楽しめるよう、指定管理者と連携してサービスの充実に取り組みます。
- 「生涯スポーツ」としてのゴルフの普及促進のため、ジュニアや初心者を対象としたゴルフ無料体験教室等を指定管理者と連携して行うほか、民間ゴルフ関連団体等と連携して、ゴルフ人口の裾野拡大につながる事業等に取り組みます。

#### 〔取組3〕適切な保守管理と施設・設備の更新・改修等

- 前橋、板倉及び新玉村の3ゴルフ場のクラブハウスについては、施設・設備の老朽化が進んでいることから、県営ゴルフ場のあり方検討や新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた施設・設備の改修等に取り組みます。



〔板倉ゴルフ場〕



〔玉村ゴルフ場クラブハウス〕

## 5 計画期間における目標

項目	現状（R元年度末）	目標（R12年度末）
ゴルフ場利用者数	1 ゴルフ場当たり 46,286 人/年	1 ゴルフ場当たり 45,000 人/年

### ○ 考え方

新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた令和3年度の指定管理業務の成果目標である 45,000 人を目標とします。

新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえ、スタート間隔を拡大し、スループレー利用者を想定した場合の最大組数から算出しました。

スタート間隔を10分間隔とし、スループレー利用者と併用で営業した場合

1日の最大組数 36組

1組当たりの人数を 3.5人として計算

$36組/日 \times 3.5人/組 \times 365日 = 45,990人$

これに天候等による利用者数の変動を考慮し 45,000人としました。

## ＜施設管理事業全体＞

### 1 投資・財政計画

#### （1）設備投資計画

各施設ともに、老朽化に伴う更新工事を進めていきます。

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
設備整備費	150	148	301	301	328	311	286	286	216	234	2,561
格納庫事業	0	0	0	22	22	25	0	0	0	0	69
賃貸ビル事業	91	90	106	76	101	81	81	81	11	29	747
ゴルフ場事業	59	58	195	203	205	205	205	205	205	205	1,745

#### （2）財政計画

##### ア 事業量

今後も入居者や利用者を維持できると見込んでいます。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
入居面積(m <sup>2</sup> )	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380
入居面積(m <sup>2</sup> )	4,073	4,073	4,114	4,114	4,114	4,114	4,156	4,156	4,156	4,232
1場あたり利用者数(万人)	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5

##### イ 収益的収支

事業量に応じた安定した収入を確保し、純損益の黒字を確保していく予定です。

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入	791	791	792	792	792	792	793	793	793	795
営業収益	786	786	787	787	787	787	788	788	788	790
その他収益	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	833	599	597	597	594	596	600	603	603	604
維持管理費	440	407	407	407	407	407	407	407	407	407
修繕費	10	30	30	30	30	30	30	30	30	30
減価償却費(既存)	146	138	128	121	113	104	101	99	93	91
減価償却費(新規)	13	19	27	34	40	49	57	63	69	71
除却費(除却損)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
除却費(除却工事費)	223	3	3	3	3	3	3	3	3	3
支払利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純損益	▲ 42	192	195	195	198	196	193	190	190	191

##### ウ 資本的収支

建設改良に要する資金の不足が見込まれるため、他会計からの借入金を検討していきます。

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入	0	0	150	150	150	150	150	150	150	150
他会計借入金	0	0	150	150	150	150	150	150	150	150
その他収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	298	295	453	456	488	477	303	309	246	265
建設改良費	150	148	301	301	327	310	285	285	216	234
他会計借入償還金	147	148	152	155	161	167	18	24	30	32
その他支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	▲ 298	▲ 295	▲ 303	▲ 306	▲ 338	▲ 327	▲ 153	▲ 159	▲ 96	▲ 115
補填財源	298	295	303	306	338	327	153	159	96	115
企業債等残高	904	756	754	749	738	721	853	979	1,099	1,218

## 第4章 全事業共通の取組

### 1 経営健全化の取組

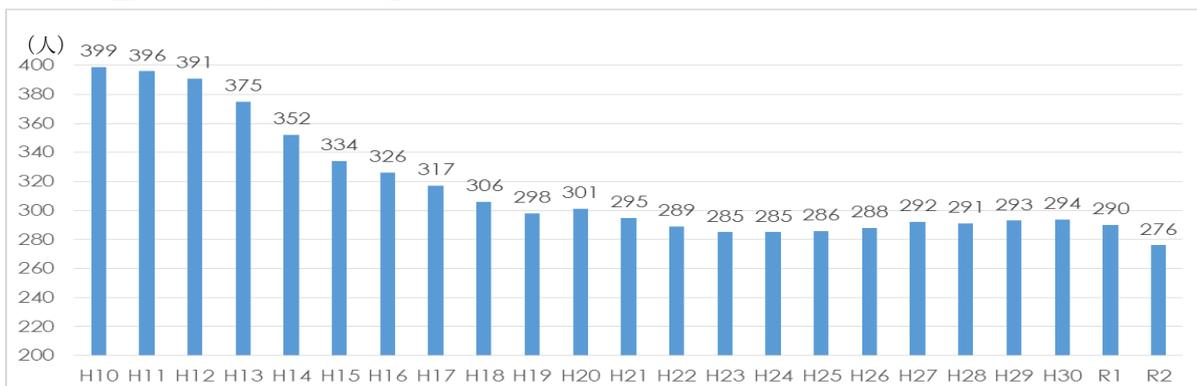
- 地方公営企業は、事業毎の「独立採算制」を基本原則としていますので、企業局が各事業を安定的に継続していくためには、それぞれ収入と支出の均衡を図り、財源に見合った投資を行うことにより、経営の健全性を維持することが必要です。
- 社会経済情勢の変化に合わせ、これまでに次のような累次の経営健全化の取組を行ってきた結果、現在、概ね良好で安定的な経営を行っています。
  - ・ 経営改革（第1次：平成11～15年度、第2次：平成16～19年度）  
バブル崩壊後の景気低迷等の影響により悪化した経営状況の改善に取り組みました。
  - ・ 中期経営計画（第1期：平成22～24年度、第2期：平成25～27年度）  
効率的な事業運営や経営基盤の強化に取り組みました。
  - ・ 群馬県企業局経営基本計画（平成28～令和元年度）  
県総合計画の企業局分野の最上位計画として策定し、サービスの安定的な提供と地域発展の礎となる社会基盤づくりを進めました。
- しかしながら、今後の経営環境の変化に適切に対応し、各事業を将来にわたって安定的に経営していくため、将来を見据えて、不断の経営の効率化や経営基盤の強化に取り組み、経営の健全性を維持していくことを目指します。

#### 〔取組1〕組織体制の整備と適正な定員管理

- 企業局では、経営の健全化と事業運営の合理化のため、「水力発電所の集中運転制御の導入」や「観光施設事業の縮小」、「団地開発事務所の廃止」、「新田山田・東部地域水道の事業譲渡」等により組織のスリム化を図ってきました。これにより、職員の現員数は最大であった平成10年度の399人から、令和2年4月には123人減の276人まで減らし、経営コストの縮減を図ってきました。
- 今後は、老朽化が進む施設の計画的な更新や、電力システム改革への対応、激甚化する自然災害への対応など、企業局を取り巻く環境は厳しさを増す中で、中長期を見据えた戦略的な事業展開が求められており、限られた人員の中で、職員一人ひとりが技術力・経営力を向上させ、IoTやAIなどのデジタル技術の導入によるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するとともに、企業局一丸となって課題解決に取り組むための組織力の強化が求められています。

〔企業局職員現員数の推移〕

（令和2年4月1日現在）



### ○ 効率的な組織体制の整備と連携強化

経営環境の変化に適切に対応し、経営上の重要課題を速やかに解決するため、機動的な組織改編を実施することにより、効率的な組織体制を整備します。

また、組織内の管理部門と事業部門及び各事業部門相互の連携を進め、組織としての一体性を高めることにより、組織力を強化します。

### ○ 適正な定員管理

基本的には、現行の定員内で事業量の増減に応じて現員数を柔軟に管理し、選択と集中、適材適所による人員配置により、組織力の向上を目指すとともに、大きな経営上の転換が必要な場合は、経営判断により必要な定員の見直しを行います。

## 〔取組2〕人材育成の取組

### ○ 人材育成の取組

これまで長年をかけて培ってきた技術の継承や職員の資質向上のための職場内研修（OJT）の促進や「現場の知データベース」を活用し、知識の蓄積と「見える化」を推進しつつ、体系的な研修の実施、業務上必要な資格取得の促進、知事部局との人事交流をさらに促進していきます。

### ○ 女性職員の活躍推進

企業局は、女性職員の割合が少ない状況にあるため、働き方の見直し等を進め、「働きやすさ」を感じる環境づくりに努めて、女性職員の活躍を推進します。

### ○ 障害者の活躍推進

企業局では、法定雇用率2.5%（令和3年3月から2.6%）を達成し、令和2年6月1日現在3.8%ですが、障害を持った職員もさらに働きやすい環境整備に引き続き努めます。

## 〔取組3〕資産の有効活用

### ○ 付帯事業の実施

渋川工業用水道における渋川市水道への原水供給や、水道施設における有効落差を活用した水道発電など、事業用資産を有効活用して付帯事業を実施することで、収入の確保に取り組みます。

### ○ 未利用資産の処分等

当初の目的を達成し、業務での活用が終了した未利用資産について、売却や貸付を行うことで収入確保に取り組みます。

## 〔取組4〕効率的な資金管理・調達・運用

○ 効率的な資金管理・調達や運用を行うため、的確な資金計画のもと、企業債の借入・繰上償還、会計間貸借や債券による資金運用を行います。

## 〔取組5〕民間ノウハウ・活力の活用

○ 管理業務の民間委託や指定管理者制度を活用するとともに、PPP、PFIなどさらなる民間資金・ノウハウの導入を検討をしていきます。

## 〔取組6〕危機管理体制の整備

### ○ 自然災害・事故等

東日本大震災を契機に、企業局においても大規模な地震や風水害などの自然災害等が発生した場合に、水道水の供給など社会的機能を有するライフラインを維持すること

を目的として、平成27年3月に「群馬県企業局事業継続計画」を策定しました。

この事業継続計画に基づき、災害発生時に業務の実施に必要な人員と資機材の確保が円滑に行われるよう、日頃からの準備を徹底するとともに、訓練を実施し、事業を確実に継続するための災害対応力を高めます。また、訓練の結果は、P D C Aの視点から事業継続計画にフィードバックすることにより、実効性のある事業継続体制を整備します。

本県においても、令和元年10月の台風19号により、上武ゴルフ場が被災したことを機に、災害・事故対策要綱とBCPの見直しを行いました。

○ **新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症含む）**

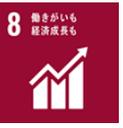
自然災害のみではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等感染症により、多数の職員が出勤できない状態となった場合においても、継続すべき業務と縮小・休止すべき業務を分類し、県民のライフラインである水道や電気に関わる業務への人的資源を集中させる体制を整備し、地域の社会・経済の維持に努めます。

○ **職員用備蓄物資の確保**

災害や感染症等に備え、事業を継続していくために必要な職員用に食料を始め寝具やトイレなどの物資を備蓄し、事業の継続に支障を来さないように努めます。

**〔取組7〕法令遵守の徹底**

職員一人ひとりが、公平・公正に業務を行うよう、機会を捉えて職員に対して法令遵守を徹底しているところであり、今後も法令の周知を徹底するとともに、内部統制の整備や職場内外の研修などを通じて、法令遵守の徹底を行っていきます。

SDGs17の目標（引用：国連開発計画 UNDP）		経営方針
 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	ジェンダー平等を実現しよう	経営健全化の取組
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	経営健全化の取組

## 2 地域貢献

### 〔取組1〕「ぐんま未来創生基金」への繰出

- 電気事業や団地造成事業で生じた利益を原資として、平成29年度から令和2年度の4年間で総額40億円を一般会計の「ぐんま未来創生基金」へ繰出しています。
- この基金は、「未来創生に向けた人づくり」「人口減少対策」「芸術文化・スポーツの振興」等に資する事業に活用されています。
- 今後は、建設改良など各事業の未来に向けた投資計画に必要な資金を確保しつつ、各年度の経営状況に応じて繰出の可否及び額を判断します。

### 〔取組2〕地域振興積立金による文化・スポーツ事業への支援

- 公共の福祉の増進及び電気事業の有益性への県民理解に資するため、電気事業の利益の一部を原資とした「地域振興積立金」を活用し、文化・スポーツ振興に貢献しています。
- 近年では、群馬県のPRにつながっている「ぐんまマラソン」への支援や、移動音楽教室等を通じて子どもをはじめ県民に広く音楽に親しむ機会を提供している「群馬交響楽団」への支援を実施しています。

### 〔取組3〕事業用施設・設備を活用した学習機会の提供等

- 電気事業では、発電用施設の施設見学会の実施や、発電用ダム施設の周辺における案内看板設置などの環境整備、発電事務所でのダムカード配布などを実施しており、これらの取組によって立地地域での交流人口の増加に寄与しています。
- 水道事業では、地元の小学生による水道事業の浄水施設の見学会の実施などを行っています。

### 〔取組4〕災害時への備え

- 県央第二水道において、11,040リットル（460ml×24,000本）の災害用備蓄飲料水の備蓄を行っています。
- 災害時に市町村水道が送水停止となった場合、市町村水道事業が有する給水車に対して、県営の浄水場や県央第一水道の調整池等から直接給水を行うことができます。

### 〔取組5〕外部に対する技術支援

- 県内市町村が計画する小型水力発電への技術支援や、新規水力発電の実施に向けた調査の実施などにより、群馬県内における再生可能エネルギーの更なる利用拡大に貢献します（再掲）。
- 発電や浄水処理の技術やノウハウを活用して、（独）国際協力機構（JICA）を通じて発展途上国からの研修生を受け入れています。  
平成30年度には、水道事業施設の更新や耐震化に関する研修（外国人研修生の受け入れ）を実施しました（再掲）。

### 3 経営課題解決と新規事業の展開に向けた取組

#### 〔取組1〕事業の抜本的な見直し

##### ○ 施設管理事業のあり方検討

施設管理事業では、格納庫事業・賃貸ビル事業・ゴルフ場事業の3つの事業を展開していますが、個別の事業や個別のゴルフ場の経営状況は必ずしも健全とはいえず、地方公営企業の本来の目的である「公共の福祉の増進」と事業運営の基本である「独立採算制」とのバランスを勘案しながら、今後の事業のあり方を検討していく必要があります。

#### 〔取組2〕DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

##### ○ 各事業において、DXを推進していきます。

- ・電気事業におけるICT等を活用したDXの推進（再掲）

センサー等により測定したデータを蓄積・活用して、機器故障を未然に防止したり、被害を最小限に抑えるための事故予兆診断システムの構築を目指します。

- ・工業用水道事業における検針システムの構築〔東毛〕（再掲）

検針データをクラウド管理することにより、現場での検針作業の効率化や検針報告書、料金計算、利用明細書の作成をシステム化し、業務の大幅な省力化を図ります。

- ・水道事業における携帯端末やウェアラブルカメラを活用した保守管理の充実・強化（再掲）

#### 〔取組3〕調査研究事業の推進

- 企業局全体に関わるような課題に関して、新たな解決策の立案や未発掘課題の掘りおこしを行うとともに、職員の技術力や立案能力等の向上を目指します。

#### 〔取組4〕PRの実施

- 県庁32階のスタジオ「tsulunos」を活用した動画配信など、イベントの告知から、普段見ることのない施設内部の様子等、県民に対して企業局事業の認知度向上を図るための幅広い情報を発信するとともに、県が運営する他の広報媒体とも連携しながら、より効果的な広報体制の実現を図ります。

- ハッ場発電所において、見学者対応のための説明用PR動画を作成するとともに解説員を配置し、発電事業の概要について分かりやすく解説します。また、プロジェクションマッピングにより発電機で電気を発生させる仕組みを投影し、水力発電所への理解促進を図ります（再掲）。